

平成24年第1回定例会

企画産業常任委員会
会 議 録
(第 1 日 目)

期日：平成24年 3月 8日 (木)

場所：大曲庁舎 互助会館第一会議室

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時

平成24年3月8日（木曜日） 午前10時00分 ～ 午後4時59分

会 場

大仙市役所 3階 互助会館第一会議室

出席議員（7人）

3番 後藤 健	5番 藤井 春雄	7番 茂木 隆
8番 小山 緑郎	13番 金谷 道男	18番 佐藤 芳雄
27番 武田 隆		

欠席議員（0人）

なし

説明のため出席した者

企画部長 小松 辰巳	企画部総合政策課長 小松 英昭
企画部総合政策課主幹 五十嵐 秀美	企画部情報システム課長 相馬 幸則
企画部情報システム課参事 嵯峨 耕咲	企画部情報システム課参事 加賀 勘悦
企画部男女共同参画・交流推進課長 山谷 喜元	企画部男女共同参画・交流推進課主幹 佐々木 繁隆
企画部重点政策推進室長 小松 正忠	

議会事務局職員出席者

主 任 中 川 智 晴

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 第 1 議案第 19号 | 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 第 2 議案第 28号 | 大仙市市民バス条例の制定について |
| 第 3 議案第 35号 | 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管 |

理者の指定について

第 4 議案第 48号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）【企画部
所管分の説明・質疑】

第 5 議案第 63号 平成24年度大仙市一般会計予算【企画部所管分の説明・質
疑】

第 6 報 告 「大仙市DV防止基本計画」の策定について

午前10時00分 開 会

○委員長（茂木隆） おはようございます。皆様、本日は大変ご多用のところ、お集まり
頂きましてありがとうございます。この委員会室に来ますと、故北村稔前委員長のこと
を思い出しております。本当に議員としての職責を最後まで全ういたしました故北村稔
前委員長の意志を継いでこれから審査にあたりたいと思いますので、よろしくお願いま
す。

それでは、ただ今から企画産業常任委員会を開会いたします。

遅刻の届け出が18番佐藤芳雄委員からありますので、ご報告いたします。

今次定例会の委員会審査の日程であります。今日1日目は企画部、2日目は農林商
工部・農業委員会事務局所管議案の審査といたします。予算案は各課ごとに説明・質疑
を行い、討論・表決につきましては2日目の農林商工部・農業委員会事務局の審査終了
後に一括で行うことといたしたいと思っております。よろしくご協力のほど、お願い申し上
げます。審査に入る前に、小松企画部長からご挨拶がありましたらお願いします。小松企
画部長。

○企画部長（小松辰巳） はい、委員長。おはようございます。常任委員会の開会にあ
たりまして、委員の皆様には日頃から当部の事務事業に対しまして特段のご理解とご支
援を賜り感謝申し上げます。本日は、平成24年度当初予算案を中心にご審議賜りますが、
このあと担当課室長よりご説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご承認賜り
ますようお願い申し上げます。

さて、平成24年度の当部の主な課題といたしましては、仙北組合総合病院の改築を
核といたします大曲通町地区市街地再開発事業の着実な施工、集落の維持、地域コミュ
ニティの維持・活性化対策や、地域自治・交流活動支援構想の策定、少子化対策として
のむすびサポート事業、市の情報システムの更新事業などがございます。加えまして、

先日の一般質問で金谷議員からご提言の自治基本条例の策定につきまして、市長が、これまでも研究を重ねており、時間をかけないで策定に向けた作業を進めることができる旨のご答弁をいたしたところでございますので、このあと自治基本条例の策定に向けまして作業を進めて参りたいと考えております。この条例の策定にあたりましては、委員の皆様にはこれまで以上にご指導を頂かなければならないものと考えておりますので、よろしくお願いいたしましてご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（茂木隆） ありがとうございます。それではさっそくですが、当委員会に付託されました事件につきまして、お手元に配付の日程表に従って審査いたします。正確な会議録の作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いします。

○委員長（茂木隆） 始めに、議案第19号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。相馬情報システム課長。

○情報システム課長（相馬幸則） はい、委員長。情報システム課の相馬です。よろしくお願いいたします。

それでは資料ナンバー1、議案書の13ページ及び14ページをご覧頂きたいと思えます。

議案第19号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、携帯電話の不感地帯を解消するため、平成23年度に実施いたしました大曲地域の小出沢地区、西仙北地域の大沢郷上布又地区及び同下布又地区、太田地域真木中仙地域フカウヂ地区への移動通信用鉄塔施設の整備が完了したこと、または完了することに伴い供用開始するため、同設置条例の一部を改正するものであります。改正の内容についてであります。第2条の表中、名称の項の次に大曲小出沢無線局、大仙市内小友字下小出沢4番地3を、同じく西仙北大沢郷秋通無線局の項の次に西仙北大沢郷上布又無線局、大仙市円行寺字南ヶ沢26番地10、及び西仙北大沢郷下布又無線局、大仙市円行寺字イカリ1番地3を、南外十二ヶ沢無線局の項の次に太田真木中仙フカウヂ無線局、大仙市太田町太田字真木66番地3を加えるものであります。なお、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、第2条の表に大曲小出沢無線局の項を加える改正規定につきましては平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で議案の説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申

し上げます。

○委員長（茂木隆） はい。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（茂木隆） 次に、議案第28号 大仙市市民バス条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） はい、委員長。おはようございます。総合政策課の小松と申します。どうかよろしく願いいたします。説明は座って行わさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第28号 大仙市市民バス条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書、資料ナンバー1の37から39ページをお開き願いたいというふうに思います。

本案につきましては、地域の実情に沿った市民の公共交通手段を確保するため、平成22年度に策定をいたしました第2期大仙市のよりよい地域公共交通計画に基づきまして、本市の直営事業として無償で運行して参りました西仙北地域の患者輸送バスと南外地域の市民バスについて、市・運行事業者及び利用者による支え合いと持続可能な交通システムの構築の観点から、利用者の方からも適切な負担を求めることが必要であると判断をし、本年7月から新たに道路運送法第79条に基づく自家用有償旅客運送として市民バスを運行することとしたものでございます。この条例は、この運行に関し必要な

事項を定めるものでございます。条例の内容でありますけれども、議案記載のとおり、目的を明記した上で運行路線等や使用料の額、利用の制限、損害賠償義務などについて基本的な事項を定めるものでございます。施行日を平成24年7月1日といたしておるものでございます。市民バスの概要でありますけれども、路線につきましては、これまで患者輸送バス、それから南外の市民バスと同じ地域を想定しております。西仙北地域と南外地域の2地域を想定してございます。西仙北地域では田屋・九升田線、猿井沢・皆別当線、上戸川・白坂線の3路線、南外地域では西ノ又線、それから荒又・釜坂線、十二ヶ沢・荒沢線、滝・中野線の4路線、合わせて7路線の運行を予定してございます。運行日・運行回数につきましては、これまで週1日でございますけれども、これを週2回を基本としてございます。それから1日当たり、これまで1往復でございますけれども、これを行きを1本、帰りを2本と設定してございます。それから乗車方法につきましても、停留所方式を採用いたしますけれども、フリー乗降区域を設けるほか、利用目的の制限を撤廃し、誰でも利用できるということにして、これまでよりも柔軟で市民が利用しやすい内容としているものでございます。また、使用料につきましては1人1回200円、未就学児は無料とするほか、頻繁に利用する方への配慮と利用者数の確保・増加を図るために、通常の使用料を割引した12回利用券を発行することといたしております。

以上、議案第28号についてご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○委員長（茂木隆） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いいたします。ありませんか。

○13番（金谷道男） はい。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） この制度は、今までは無料でやっていたのだと多分思います。ところでこれを有料にして、利用者が減少してしまうのではないのかなという気がちょっとしているのですけれど、そのへんはどういうふう考えている。

○総合政策課長（小松英昭） はい、委員長。

○委員長（茂木隆） はい、小松課長。

○総合政策課長（小松英昭） ご指摘の件につきましては、有料化を図る手続きといたしまして住民アンケート、昨年の12月にとらさせて頂きました。両地域ともとらさせて

頂きました。それから住民説明会ももちろんやりました。住民アンケートの結果ですけれども、西仙北地域につきましては366世帯に発送いたしまして183から回答を得て、回答率50パーセントということでありましたけれども、有料化した場合あなたは利用しますかというようなアンケート項目で、今現在利用している方67名から回答頂いておりますけれども、利用するという方が65名、98パーセント利用する、継続して利用すると。それから今まで利用していない沿線の住民の方、これから利用制限がなくなりますので、こちら111人の方から、現在利用していない方から回答頂いておりますけれども、これから利用しますよという回答を頂いた方が63で56パーセントの回答率ということで、これまでよりも、これで一概に増えるかどうかということはないにしても、ある程度の新たな利用者も確保できますし、今現在利用している人も継続して利用するという方が98パーセントというご回答でしたので、私どもとしては有料化しても利便性が向上することと併せ考えると、継続して利用して頂ける、あるいは利用増につながるのではないかとこのように考えてございます。それから南外地域ですけれども、南外地域の場合も発送数が298世帯にアンケートを送付しております、104世帯から、回答率が34.9パーセントと低かったのですけれども、この中で現在利用している方が27名の回答で、利用する方が18名、67パーセントであります。それから現在利用している方以外の回答が73人でありまして、利用するが18名でございます。34パーセントですか。というような回答を得ていることとございます。南外地域も、現在も利用している方が数としては少ないのでこういった結果にはなっておりますけれども、その後住民説明会、各集落ごとに行って頂きました。そこでは概ね継続して頂きたいということと、それからある程度の利用負担はやむを得ないという雰囲気だったというふうに私は報告を受けております。200円という額についてですけれども、これにつきましても100円・200円・300円というような訊き方をしたのですけれども、200円が妥当だというご回答が一番多かったということで、ほかの太田のコミュニティバス、それから循環バス、200円を頂いておりますので、そういったことも併せ考えまして200円という額を設定したところでございます。以上で回答を終わらせて頂きます。

○委員長（茂木隆） 金谷委員。

○13番（金谷道男） はい。公共交通対策の一環だと当然そういうふうに考えているのですが、私はその公共交通対策の考え方として、これは皆さんとちょっと意見が違うか

もしれないのですが、今料金の話しているのは、せつかく利用者負担とるといってやったときに、利用者が減るといのはほかの施策の中でもちょっと見えるような気がしたのでちょっとお尋ねしたのですが、究極的には交通弱者をどういう形で救済するかという、あるいは住民サービスとしてやっていくときに、必ずしも料金をとることだけが方法ではないのではないのかなというような気も実はしています。利用者が増えるかどうかという話ではないのではないのかなと。どうせ利用者の利用料金でその事業をやれるのであれば、これは利用者と料金との関係ってあると思うのだけれど、結局は持ち出ししてやっているときに、利用者1人頭の持ち出し額がすごく大きくなっていってしまえば、何か逆ではないのかなというようなこともちょっと考えたので。そのところがちょっと懸念されたので訊いたので。まず、分かりました。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。

○13番（金谷道男） はい。次の話のときに。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（茂木隆） 次に、議案第35号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山谷男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（山谷喜元） はい、委員長。

○委員長（茂木隆） はい、どうぞ。

○男女共同参画・交流推進課長（山谷喜元） はい。男女共同参画・交流推進課の山谷で

す。どうかよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第35号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案書の62ページをご覧頂きたいと思います。

大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。公の施設の名称及び所在地であります。名称は大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」、所在地は大仙市大曲中通町10番6号であります。指定管理者となる団体の名称及び所在地は、株式会社TMO大曲、大仙市若竹町33番7号であります。指定の期間は平成24年4月1日から27年3月31日までであります。指定管理者の選定にあたりましては、この度議会におきまして公共施設運営改善等調査特別委員会を設置頂きまして、ペアーレ大仙につきまして優先対象施設としてご協議頂いたところでございます。1月30日付けで特別委員会の意見書を頂いたところでありますが、その中で、指定管理者による運営改善等に向けたこれまでの取り組みを評価し、現在の指定管理者制度による方法が望ましいということ、そして指定管理の期間は3年が望ましいことなどのご意見を頂戴いたしましたので、平成21年からの第1期と同じく株式会社TMO大曲としたところであります。

以上、大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定に関することについてをご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

- 委員長（茂木隆） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願ひいたします。
- 13番（金谷道男） いいですか。
- 委員長（茂木隆） はい、金谷委員。
- 13番（金谷道男） 特別委員会があつて、特別委員会で吟味した中身を常任委員会でどういうふうになんとしゃべってやればいいのかなんて実は私昨日からすごく悩んでいるのですよ。ここに委員長がおりますので非常にやりにくい部分あるのですが、まさか本会議場で委員長報告に質問するのもどうかなという。だってどういう検討しましたかという質問しかないと思うので。申し訳ないけれども、ここで少しやらせて頂きますので。すみません。

○5番（藤井春雄） はい。

○13番（金谷道男） 私はこれ、そもそもの話をすればここにも当事者がいるのですが、これは必要かどうかという議論をかなりやったので、やっぱり私はそれがずっとまだはっきり言ってひっかかっています。いろんな意味で。でもここでそれをやっても取得してしまったので、あとはなんともならないのでいいです。この中で一番疑問に思ったのは、指定管理をやってきて、今指定管理を改めようとしたときに、ほかのところに指定管理でやれるところがないのかなというようなことをまず調べられたのかどうかということをもまず一点お訊きしたい。

○委員長（茂木隆） はい、山谷課長。

○男女共同参画・交流推進課長（山谷喜元） はい、委員長。これまでの実績とか、これまでのTMO大曲さんにした理由などを勘案いたしまして、引き続きお願いするということを担当として考えましたので、特別どこかにしなければいけないというような形で具体的に探したということはございませんが、ほかの地域でペアーレと同等規模の指定管理をしているようなところなどに問い合わせしたり、逆に向こうからこちらの方に問い合わせがあったりということで、状況をいろいろ勘案しますと、どこも相当苦しいような状況でありましたので、現在のTMO大曲さんの方が非常に工夫もしておりますので、このままでいいかなという判断をしたところでありました。以上です。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） はい。そもそもここはいわゆる文化拠点、カルチャーセンター。カルチャーセンターの経営はやっぱりカルチャーセンターを経営しているところでこそノウハウが私は蓄積されているのではないのかな。地域を知っているとかどうかということも当然必要だけれども、カルチャーセンターの経営ノウハウこそがこの施設の、うまく運営するための一番大事な要素のような気がするのですよ。これ、残念ながらTMOさんはそういうような意味合いの会社ではないというふうに認識しております。何年かはやってきているのでノウハウが蓄積されていると言えばまあ蓄積されていることだろうと思うけれども、やっぱりそれでも難しいものを、当初はこれ受講料だけで運営できますよという、そういう見込みがあるから取得するよという話から始まった話ですよ、元々は。それから新たな設備投資もしないという、そういういきさつで取得したものだとは私は認識しているのですよ。そのあと設備投資もしている。当初いろいろ議論されて、だからこういう方向でいくからいいよなという話と、ちょっと今ずれてきている

ような私は気がするのですよ。これは公共施設全体の議論も、昨日も武田委員も言ったけれども、その中で当然検討していかなければだめなことだし、それからほかの施設の関係もあるので、施設をだんだんとなくしていきながらという流れもつくるよというようにやってきたという経緯があるので、私はそういったところの方向性をもうちょっと目指して、特別委員会があるので中できっちりやっては行って頂けるのだと思うけれども、そういうことを内在しているということだけは、ぜひ私は認識して欲しいなと思います。当初、だからカルチャーセンターが取得すれば市で取得しなくてもできる可能性があるのではない、もうちょっと待った方がいいのではないというような議論もしたことを今私思い出しているのですけれども、まあ部長とこれさんざんやったことなので、議事録も残っているし、そういう考え方の継続性というか、やっぱりないと、これ先々結構大変になるのかなという気がするものですからまた言っている話です。

○5番（藤井春雄） ちょっといいですか。

○委員長（茂木隆） はい、藤井委員。

○5番（藤井春雄） 確かにペアーレを取得する際いろんな議論あったけれども、今金谷さん言われたような意見も強くありました。それから私達、大曲において、当時の最初のペアーレが建ったときからのいろんな経過あるわけですな。そういう中で、確かにその採算面や何かからすれば問題あるけれども、最初から採算面は、建てる側、年金機構なんか、厚労省の外部組織で建てたわけだけれども、その建てるときから、とにかく10万人以上の市でなければだめですよというのをまず県で、せっかく秋田に一つということで割り当てられたので、秋田は市で同じようなものを建てたばかりなので私の方ではいりませんとこうなったものだから、それでは大曲どうですかと、しかし大曲、3万くらいの人口でとても無理だという話だったけれども、せっかく秋田に割り当てもあるし、それで今度大曲にとってはちょうど今の場所ですな、あれも市で抱えておいた問題があったわけですな。あれはカネトクさんの跡地で、あの当時カネトクさんが撤退すればセイブがくると、セイブがくれば中央資本にみんなやられてしまうと、それで市で一つそのカネトクさんの跡地を買ってセイブを阻止しなければならないというふうな話で、それでカネトクさんの跡を市で10億で買ったわけですよな。それでセイブを阻止したけれども、結局駅前開発なんかという市で企業をつくって、そこを結局会社つくったのだけれどもそれを抱えているわけなのですな。10億の負債抱えてきたわけですよ。それをなんとか処理しなければだめだということで、当時の市長はあそこにペアー

レ建てようと、そして土地を買ってもらおうと、これは国の機関みたいなものだから、そういういきさつがあるのですものね。それで10億で買ったけれども、あそこの区画整理事業があって、その区画整理事業に確か4億くらいの土地を買ってもらって、その道路や何かカネトクでつくった道路があったので、そういうものを買って、まだ6億の借金が残っているわけです。その跡にペアーレを建てて国から買ってもらおうという話になってですよ、だけれども建てる側は交通の便からいっても、今バイパスできてきたときだからですね、交通の便のいいバイパスのところに建ててもらいたいと、今駐車場や何かも十分でないところに建てられても困るという話だったものを、当時の市長さんはある代議士先生に頼んであそこに無理して建ててもらったと、そういう経緯のわけですね。それで市が抱えている6億の、そのままほぼ買ってもらったと、そういういきさつがあるわけです。だから、建てる当時からすればまだ年金機構がなんだかんだ騒がれる前だったわけですし、そしてどういう形で運営してきたかといえば、やっぱりあのときの所長さんも社会保険庁からの天下りですっきりしているわけで、いろんな事業はやっぱり健康を維持するためのなんとかかんとか講習とか何かですよ、そういう事業をやってなんとか採算とれるような形に当時はしてもらうにいい状態で進んできたと思うのです。だからそういう歴史があるし、やっぱりそれがある意味ではあそこの中心市街地が衰退してきている、少しでも歯止めにとというようなこともあったわけで、当時の市としては、やっているのはみんな水面下で進んでいるけれども、市としてはある意味ではやむを得ない形で進んできたと思うのです。あれ、坪、今ではあそこらへん20万くらいになっているけれども、確か買ってもらったとき、いくらですか、あれ。60万くらいで買ってもらったのでしょ。確か6億は、みんな借金をそれで戻したのですもの。だから、それに建物が合わせて11億だったですか。合わせてですね。そういうものを、移転のときにですよ、市に買ってくださいという話になったときに、確か1億でしょ。その10何億の価値があるものを1億で引き取ってくださいという話なのですな。あそこ、土地ばかりでいっても、仮に今確か20万くらいという話だけれども、決して市が1億で引き受けても、決して損するものではないのではないかとというようなあれもあったのですよ。いろいろな面で困っている中心市街地の人方の、やっぱり多少でも力になればというようなことでもあったし、あれをまた撤退してしまうとなれば、中心市街地の人方の気持ちをやっぱり踏みにじってしまうと。やっぱり頑張っている人方は頑張っているわけなのです。通りを見ればシャッター街とかと言われてきたけれ

ども、今区画整理で店の状況かなり違ってきたけれども、シャッター街は増えていない
ですものね。シャッター店、かなりの間、今の状態、むしろシャッター降ろしている家
というのは減ってきているのでないですか、やっぱり。という状態だと思うのですよ。
それは影響からすればわずかなものかもしれないけれども、あと委員会としてですよ、
現場でどういう管理されているかということで行って、確かに今の運営の仕方というの
は、この間、ほとんど委員の皆さんなのですな。すごい頑張ってる運営されていると思
うし、いろんな工夫してやられていると思うのですね。今あそこの管理人で頑張っている
方というのは本当に、我々はそういう商売はまったくの素人だからよく分からないにし
ても、本当によく工夫されてやっておられると思うのですな。やっぱり市でそういうお
願いをしても十分に、まず3年間ということやるわけだけれども、あれでないかなと
思っていますね。行かれた委員の皆さんもまず頑張ってもらっていると、もちろんいろ
んな形でほかの公共施設や何かとの関係でもっと検討する余地あるのでないかという今ま
で言われてきたいろんな状況はあるわけだけれども、そういうものを考え合わせながら、
まず一つ頑張ってもらってもいいのでないかと、こういう結論になったものだからです
よ。いろんな経過、いきさつあって、確かに金谷さん言われることも我々も分かるわけ
なのだけれども、もう少し様子を見て頂いて、頑張ってもらうところは頑張ってもら
うと。まして今中心市街地でまた新しく変わろうとしている時期なわけだからですな。そ
こであそこも近づかなくなるというような方向になってしまえば、またせっかくあそこ
とセットで、ある意味でこう意味があるのでないかと思うのですな。そこらへん、もう
少し。

○13番（金谷道男） あの。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） はい。私、だから取得のことについては今さらここでしゃべって
もしょうがない話なので、まずそれはそれとして。だけれども、このあとあそこをどん
なふうにして維持管理していくかというときに、いつまでも公共のものとしてやってい
くという方向性が果たしてどうなのかということはぜひ検討して欲しい。ということは、
今私言ったように、今やっているTMOさんも頑張っているのはすごく分かります。私
もあの中に入っている何人かは知っているし、実際に仕事に入っている人も何人も知っ
ているので、分かります。ただ、それはやっぱり今やっている人方の序列の話なのです
よな。経営という話になれば。でも、その人方が次にまた出てくるとかといったときに、

なかなかTMOさんの中では俺は生まれるのは難しいのではないかという気がするのですよ。だからそのことになれば、よりこういうことに対して長けているところがあると思うのですよ、外に、私は、実際の話。だから、そういった方向にもやっぱり切り替えていきながらやっていくべきだということがまず第一点と、それからやっている内容、やっぱりこれは生涯学習とのどういう連携をちゃんとやっていくのか。有料だとか無料だとかそういう話ではなくて、施設をなんとか維持しなければだめなために、例えばいろいろな講座のお金を別枠でつけてやったり、あとは施設を直したり追加したりしてやっているでしょう。ああいう形がずーっと続くとすれば、やっぱりこれは本当に考えなければだめだということになるのではないのかなと。それこそ全体の公共施設という考え方で、大曲ということだけでなく、全体のことが今度絡んでくる話であると思うので、その方向性だけはやっぱり、まず3年間ここに委託するという事なので、これをまたやめれとかという、私はそういうことは言うつもりはないけれども、この期間内にやっぱりそのところをきちんとやった方がいいのではないのかなと。あそこの人集めることは、場所として道具として、私はいいと思いますよ。それはぜひやって欲しい。ただ、それをやるための方法が、いつまでも公共が関わって行って、民間に指定管理とは言いながらも、かなりのプラスアルファの部分をやらないといけないという状態がずっと続くとすれば、私はいかがなものかなという気がするのですよ。需要の施しまでしなければという話になれば、実は需要はもっと外にあって、外でやっても集まる講座をわざわざあそこにとか、外でもできるのに無理してあそこでやるとかということになってしまえば、やっぱりちょっと問題なのでないのかなと。そういったことも含めて、私はこの3年間の間にやっぱりもう一回考えて欲しいなという気がします。もったいないと思うのですよ、私。カルチャー的経営する人、もっともっと考えるような気がするのですな。子供達の受験とか学習塾、この前の話でないけれども、ほかは国立のいい大学にいっぱい入る子供達を育てるものをやるとか、無理して、なんと言うのかな、型にはめなくても、利用の仕方とかをもっと考えてもいいのではないのかなと、私はずっと最初からそういうふうに思ったので、待った方がいいと言ったのですよ。そのぐらいの価値があるところなのだから、外の人が変わってくる可能性あるということなのですな。あれを市で持っている価値があると藤井さん言ったけれども、市でああいうものを、不動産屋でなく、売って儲けようなんていうことは永久にできない話だから。だから、やっぱり私はむしろそんな方向に考えた方がいいのではないかということをお願いしたいのです。

ということです。

○委員長（茂木隆） 答弁、いいですか。

○13番（金谷道男） ええ。何か部長、考えていけば。

○委員長（茂木隆） 小松部長。

○企画部長（小松辰巳） このことにつきましては、当初ペアーレを取得する際にいろいろご議論頂きました。今回、金谷議員の方からカルチャーセンターなので専門的なところというお話頂きましたけれども、このTMOに指定する際に、このことにつきましても議論があったと思います。この施設というのは、いわゆるまちの交流、いわゆるカルチャーセンター的な機能だけでなく、この中心市街地の拠点施設としてなんとか活かしたいという考え方から、それをまちと連携がとれる組織であるTMOさんに運営をお願いしたいということで、当初TMOについてお願いして参ったところでありまして。今、ようやくTMOさんを中心に土屋館衆という若い方、まちの方々があそこで定期的にイベントを開くなど、まちの動きが出てきていると思っております。そういうことから、今回もTMOに、単にカルチャーセンターとして運営するだけでなく、常にまちと連携をとれる、その中でこの施設の運営をお願いしていきたい、そのような考え方で今回TMOさんへお願いしたいという議案にさせて頂いたところでございますので、どうかご理解頂きたいと思っております。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。

○13番（金谷道男） そうだ。いずれ賑やかにするという話になれば、民間、むしろ民間の人方だって地域と連携しなければやっていけないし、今度は絶対そういうことになりますよ。それからもう一つ、交流の拠点と言うけれども、今もう一つ市に組合病院周辺のところについても当然そういう機能を持ったスペースが出てくることなのですよね。それから駅の東にははびねすもある。いろんな拠点があの中にやっぱりある。本当にそれだけの需要があるなんていうときに、需要の奪い合いをしたって、最後、残念ながら人口は縮小していつているのですな。だから、そういった方向性をやっぱり考えないといけないところなので、私はさっきから言っている提案をしている話なので、ぜひそれも含めて検討頂ければそれで。きりのない話だと思っておりますので。

○委員長（茂木隆） ほかにございませんか。

今、金谷委員から、いろいろ指摘といいますか、やはり検討の余地があるというようなお話も、十分にこれから参酌して頂いていってほしいというふうに思います。

この件に関して、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(茂木隆) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(茂木隆) 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(茂木隆) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(茂木隆) 次に、議案第48号 平成23年度大仙市一般会計補正予算(第14号)を議題といたします。

始めに、総合政策課所管分について当局の説明を求めます。小松総合政策課長。

○総合政策課長(小松英昭) はい、委員長。それでは議案48号 平成23年度大仙市一般会計補正予算(第14号)のうち、総合政策課所管の歳入並びに歳出予算につきましてご説明を申し上げます。途中、歳入が伴う事業説明の際には歳入説明のためにページを行き来することがありますので、ご容赦願いたいというふうに思います。

それでは議案書別冊としております資料ナンバー3、3月補正予算書、22ページをご覧頂きたいと存じます。

22ページ上段の方ですけれども、始めに歳出2款1項10目13事業 地域公共交通システム運行事業費につきましては、666千円の補正でございます。これは、大曲地域及び西仙北地域における乗合タクシー運行について、当初見込みを超える利用が見込まれることになったことから、乗合タクシー運行負担金として19節の負担金補助及び交付金に大曲地域310千円、西仙北地域356千円、合わせて666千円の補正をお願いするものでございます。乗合タクシーにつきましては、いわゆるデマンド型の運行形態をとっておりまして、利用申し込みがあれば稼働するという特性を有していますけれども、23年度につきましては利用が順調に推移いたしまして、当初の見込みよりも多くの運行負担金が必要となったものであります。

次に、予算書は2つ飛んで下となります。また、主な事業の説明書もあります。資料ナンバー3-1、5ページをお開き願いたいと思います。

10目42事業 生活バス路線運行維持対策経費は、66,805千円の補正でございます。これは国・県との協調により実施している生活バス路線の運行維持に対する補助として、バス事業者である羽後交通株式会社に対し補助するものであります。毎年この時期に予算の補正をお願いをしているものであります。この補助金につきましては、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの運行実績を対象といたしまして、県が決定した補助金を市がいったん受け、その後市の補助金分と合算してバス事業者に拠出するという協調補助形式となっております。補助金の内訳については、国庫補助対象路線分として3系統で12,174千円、それから県単補助対象路線分として9系統で40,029千円、市単補助路線分として7系統で14,602千円となっております。19節の負担金補助及び交付金に合計で66,805千円の補正をお願いするものであります。なお、ただ今ご説明申し上げた2つの事業、先に申し上げました地域公共システムの運行事業費とただ今申し上げました生活バス路線の関係に関わる歳入の説明ですけれども、恐れ入りますが予算書、戻りまして16ページ上段から2段目であります。歳入15款2項1目総務費県補助金秋田県生活バス路線等維持費補助金であります。1つ目の事業の地域公共交通システム運行事業費における歳入は773千円です。それから2つ目の生活バス路線関係が歳入が7,023千円で、合わせて7,796千円の補正となるものでございます。

予算書22ページにお戻り願います。

次に、10目51事業 大曲仙北広域市町村圏組合事務費負担金は3,162千円の減額補正でございます。これは、同組合における専任副管理者と管理課職員の人件費などの事務費について2市1町で負担しているわけではありますが、当初見込んでおりました一般職員数が1名減となったことに伴い不用額が発生することが確定したため、今般、本市から支出している事務費負担金について減額が必要となったものでございます。

次に、10目62事業 人材育成基金積立金は2千円の補正であります。これは、人材育成事業費補助金の原資である人材育成基金に預金利子が生じたことによりまして、当該利子2千円を同基金に積み立てるものであります。なお、これに併せ歳入につきましても同様の補正が必要でございます。予算書17ページの下欄、下の欄、歳入16款

1 項 2 目 利子及び配当金の下から 5 つ目となります。人材育成基金預金利子 2 千円の補正を行うものであります。

次に、予算書は戻ります。22 ページ、2 つ飛んで下となります。

1 1 目 1 9 事業 がんばる集落活性化支援事業は、4, 1 0 0 千円の減額補正であります。本事業につきましては、自治組織が自ら行う維持・活性化に向けたリーディングケースとなり得る取り組みに対して支援措置を講じ、持続可能な自治組織の形成に資する主体的な活動と自治意識の醸成を促進し、自治組織の振興と発展を図ることを目的といたしまして、本年度新たに創設した制度であります。過疎地域自立促進特別措置法に基づく、いわゆる過疎ソフト事業債を財源として、平成 2 7 年度までの時限で継続実施しようとしているものであります。制度の内容でありますけれども、小規模集落・地区振興モデル支援、それから地区ビジョン策定支援及び集落支援員導入集落活動支援の 3 つの支援区分を設定いたしまして、自治組織が自主的に展開する維持・活性化活動に対し支援するものとなっております。本年度の活用状況についてであります。対象事業の公募を昨年 1 1 月に広報や市ホームページ、それから集落支援員が支援している集落での説明会等を通じて広く行ったところでありまして、制度創設初年度で自治組織に対する周知があまり図られていなかったことや、申請までの十分な期間がとれなかったこともありまして、本年度については申請件数が 2 件と少なく、見込んでおりました予算額に達しないことが明らかとなったことから、去る 1 月 2 4 日に開催した補助採択に係る審査会の結果を踏まえ、これは申請の 2 件を審査して頂いたものでありますけれども、この結果を踏まえまして、今般、予算のうち 4, 1 0 0 千円の減額補正をお願いするものであります。なお、3 つの支援区分のうち集落支援員導入集落活動支援分につきましては、期間はあまりありませんけれども今後も申請がある可能性があることから、今回の補正からは除外してございます。

次に、3 つ飛んで下となります。

4 8 目 9 0 事業 地域振興基金積立金は、7 4 2 千円の補正でございます。これは市民の連帯意識の強化及び協働のまちづくりを推進し、地域の振興及び市民の一体感の醸成を目的とした事業を実施するために設置された地域振興基金について、今般、預金利子が発生したことに伴い、2 5 節の積立金に 7 4 2 千円の補正をお願いするものであります。なお、歳入についても同様です。予算書 1 7 ページ、歳入 1 6 款 1 項 2 目 利子及び配当金の上から 7 つ目、地域振興基金預金利子として同額の補正でございます。

すみません、予算書にまた戻って頂きます。

次に、49目90事業 ふるさと応援基金積立金は2,774千円の補正であります。事業説明書がございまして、6ページとなります。これは、ふるさと納税制度に基づいて寄附を頂くふるさと応援寄附金について、本年1月31日までにご寄附を頂いている28件、2,762千円と当該寄附金を積み立てているふるさと応援基金に係る預金利子12千円を、今般、同基金へ積み増しするため補正をお願いするものであり、ふるさと応援基金への積立金として2,774千円を補正するものであります。

次に、予算書は23ページとなります。上から3つ目となります。

次に、53目90事業 地域中核病院整備支援基金積立金は2,230千円の補正であります。事業説明書は7ページとなります。これは、地域の中核病院であります仙北組合総合病院の改築整備を支援しようとしてくださる方々から頂く寄附金を明確に管理するため、昨年度設置の地域中核病院整備支援基金に、現在頂いている7件分2,230千円の寄附を積み立てるものであります。なお、ふるさと応援基金関連の歳入につきましては予算書17ページ、歳入16款1項2目利子及び配当金の下から3つ目となります。ふるさと応援基金預金利子12千円と、それから予算書18ページの上段となりますが、17款1項5目大仙市ふるさと応援寄附金として先ほどご説明したふるさと応援寄附金2,762千円と、地域中核病院整備支援金のうち直接寄附を頂いた1,000千円と、ふるさと納税を経由した分1,230千円を合わせて2,230千円の歳入の補正となっております。

次に、予算書は29ページとなります。

歳出7款1項2目24事業 中心市街地活性化対策事業費は、500千円の財源振替の補正でございます。これは、平成22年11月に策定し国の認定を受けました大仙市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた活性化事業、23年度の事業でありますけれども、だいせん花火と食のおもてなし事業について、経済産業省の支援措置、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の採択を受けたことに合わせ、市としても協調補助をすべく、先の6月定例会で1,000千円の予算の補正を頂いたところでありますけれども、この協調補助金が県の補助事業であります街なか商業活性化市町村支援事業費補助金に採択をされまして、2分の1、500千円ということですが、このほど補助金の額が確定されたということで、一般財源として見込んでおりました財源の一部を特定財源に振り替える補正をお願いするものであります。同様に、歳入であり

ますけれども予算書17ページ、最上段となります。歳入15款2項6目街なか商業活性化市町村支援事業費補助金として同額、500千円の補正をお願いするものであります。

以上、当課関連の補正予算につきましてご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わらせて頂きます。

○委員長（茂木隆） はい。説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時07分 再 開

○委員長（茂木隆） 全員揃いましたので、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは質疑を行います。質疑のある方、どうぞお願いします。

○8番（小山緑郎） いいですか。

○委員長（茂木隆） はい、小山委員。

○8番（小山緑郎） この生活バス路線ですけれども、これもちょっと今後考えていかなければいけない時期にきているのではないかなと思いますけれども、どうでしょう。やっぱりかなり利用者はいないけれども、かなり苦情、くるのかな。乗っている人、ほとんどいないでしょう。かなり、高校生が乗っているのかな。これもちょっと、今後の方向性にも書いているけれども、やっぱりそろそろ検討していく時期にきていると評価しているようだけれども。

○総合政策課長（小松英昭） はい。

○委員長（茂木隆） はい、小松課長。

○総合政策課長（小松英昭） 委員のご質問は、廃止になった場合に困るとかという、そういう声があるかという、そういう意味ですか。市といたしましては、今市が運行しているというか、羽後交通さんがやって頂いている生活バス路線は15路線ぐらいあるのですけれども、そのうちの市町村内で完結しているのが4路線あります。ここにありますように、長信田線・杉山田線・南外線・中山線というものがああります。市としては、この4路線につきましては、市町村の中で完結する基幹路線というふうに捉えておりますので、基本的には維持をしたいというふうに考えております。これを、やっぱり廃止となりますと相当、今セットしている乗合タクシーでもちょっとまかないきれんような

距離でもなくなってしまうという面もありますので、ここはぜひ守りたいなあというふうに考えております。なくなった場合に困るというような声があるかどうかということについては、まだ具体的にそういった事例というか、羽後交通さんの方からそういうふうな協議というのは参っておりませんので、実際にはやっておらないのですけれども、先日地域協議会の委員の方にはちょっとお聞きする機会がありまして、その方はバス路線の研究部会の委員にもなって頂いている西仙北の方なのですけれども、ちょっと聞きましたら、やはり毎日利用している方もいるので、少ないとは言いながら相当打撃はあると。流れ的に少なくなる流れは分かるのだけれど、それから利用者増を我々がどうのこのできるような事態にないということも分かるのだけれど、とりあえずなくさないで欲しいというようなお声は、一例ですけれどもございました。市の基本的なスタンスとすれば、今協調で赤字の部分を補填をしているという状況でありますけれども、これについては系統数がなくなると補助金が減るというようなこともありますし、一概にはこれから少なくなるから負担金・補助金が増えていくということにもなりませんので、基本的には維持をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。

○8番（小山緑郎） はい。

○委員長（茂木隆） はい、小山委員。

○8番（小山緑郎） これは結構持ち出し、6千万って結構あるのだけれど、例えば免許を返納した人なんかもこれに代わってきている人もいるものですか。

○委員長（茂木隆） はい、小松課長。

○総合政策課長（小松英昭） はい。実は来年度、平成24年度、このあと予算説明で申し上げますけれども、今警察の方では交通安全対策ということ、それから高齢者対策ということの一環として自主的に運転免許を返納された方に対しての優遇制度というものを創設しておりますし、市としてもやはり高齢者の交通安全という観点から、それから地域公共交通へのスムーズな移行を促すという意味でも、自主返納者に対してのなんらかの優遇制度も必要であろうという判断で、地域公共交通会議の中でもお諮りいたしまして、自主返納者に対して優遇制度、来年度からセットするということにしております。この中身というのは半額割引券を100枚交付するという中身、このあと当初予算説明で申し上げますけれども、そういった中身でございます。従って、自主返納された方、大仙市内で354人、今現在いるということをお伺っておりますけれども、その方々がす

べてこちらの方に移るかというのは分かりませんし、今ご質問の生活バス路線の羽後交通さんがセットしているものに効くというものではありませんので、いわゆる乗合タクシーだとか循環バスだとか、こういったものに市としての施策としてやるということでもありますので、今後羽後交通さんと協調して、自主返納者に対してサービスを拡充していくということは、今現在は俎上には上がっておりませんが、選択肢の、方向性としてはそういう方向に考えてもいいのかなというふうには思っておりますけれども、いずれ今回セットするのは市の敷いているシステムに対しての補助制度ということになります。スムーズに移行して市の公共交通システムの利用者になって頂ければありがたいなというふうには思っております。

○委員長（茂木隆） 小山委員、よろしいですか。

○8番（小山緑郎） やむを得ないですね。まず、分かりました。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑はありませんか。金谷委員。

○13番（金谷道男） 関連して。声あるかと言ったから。実はこちらの方は確かに少ないです、乗っている人。学生と、それから病院に通っている人と勤務している人。だいたい分かるくらい、みんなです。でも朝晩、もしこの人方がこのバスがないと、あと勤務辞めるとか、というような本当に追いつめられるというか、そういう状況にあるのは確かです。かなり強烈にいろいろな集落の集会なんかに行けば、その当事者達でない、周りの人方も含めてなんとか維持できないのかということをおっしゃっております。私、今課長も言ったけれども本当だと思います。せっかく走らせているのだから、空バス、空気を運んでも仕方ない話なので、免許を返上した人とか、それから毎日乗るような人を的にとかというのは、もう少し事業者も考えた方がいいのではないかと。私はぜひそんな方向にしゃべっても、どうせ市もこういうふうにして補助金出しているのだから、よりいっぱい乗ってもらえるように、定期だってもう少し安くても、親達送らないで乗せるように、2人もいれば高いとか言う人もいるのだ。だから自分で送って行って、どうせ車あるからという発想になる。そこらへんも事業者ももっと考えた方がいいと思うのですな。ああやって空バスを走らせるよりは、というようなことでなんとか私の方からは維持するように。

○委員長（茂木隆） はい、小松課長。

○総合政策課長（小松英昭） 今金谷委員の方からもありましたけれども、やはり今年、23年度バス路線研究部会というもの、地域再生協議会の下部組織として立ち上げて頂

いて、そこで今後バス路線、4路線についてどうするかという話をしておりますけれども、その中で出ている意見とすれば、やはり手当をするのももちろんいいのだけれど、まずは利用者がいなければお話にならないでしょというご意見なのですね。どちらが政策として先なのかという議論はあるにしても、やはり利用者増を図る施策も補助をするということと併せてやっぱりやっていかなければいけないという時期にきているのかなというふうに思っております。先般の千屋線も一部廃止という協議がきましたけれども、それもやはり現実的にはまずは利用者を上げて、補助対象になるかならないかというところで、補助の対象にならなくなりますよということで協議がきたのですけれども、それについてはやはり毎日1人2人増えれば補助の対象に継続してなるということでしたので、美郷町さんとお話し合いの上で、どちらも一緒に利用者増のアナウンスしましょうというようなお話が決まりまして、広報に掲載させて頂いたという経緯がありますので、やはり施策の方向性とすれば利用者増という策と、それから補助という部分と、これは併せて考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（茂木隆） 金谷委員、よろしいですか。

○13番（金谷道男） そうだと思います。せっかく補助出すのだから、なるべく乗せられるにいい状況をつくれば。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑のある方、ございませんか。

○副委員長（後藤健） はい。

○委員長（茂木隆） 後藤副委員長。

○副委員長（後藤健） バスのところなのですが、残したいというのは当然分かるのですが、僕もやはり考えるべき時期なのかなというのは思っています。というのは、全部ではないのですが、線路のある路線というのはどうしても、実際、現実ですね、バスに乗る人というのはほとんどいないと思うのですよね。そのへんやっぱり、電車の走っている区間はどうしても皆さん、電車の方が絶対多いと思う、料金を考えてもですね。先程、西仙北のところでも市バスの話もありましたけれども、当然電車の時間とリンクするような運営ですとか、そういった取り組みというのは絶対必要になってくると思う。それからバスの大きさですよね。杉山田線なんか、これは事業者にもよるのでしょうけれども、杉山田線、本当に僕が車で通れば並んで、本当にあの大きいバスに誰も乗っていないというような状況がありますので、果たしてこの大きいバスでないといけないのかなというところから、そういうところも含めて今後検討していかないといけない

のかなというふうには思います。

○委員長（茂木隆） 小松課長。

○総合政策課長（小松英昭） はい。ご指摘のとおりだと思います。今、バスの小型化というお話が出ましたけれど、これはほかの羽後交通さんに聞いた話なのですけれど、やはり小型化はもちろん考えているのだけれど、バスを購入するときに小型バスも大型バスも同じぐらいの値段、もしくは大型の方が安く手に入るという事情もあって、大は小を兼ねるではないのですけれども、そういった事情もあるよと、これはここで話すべきことかどうかちょっと分かりませんが、そういうようなことでなかなか小型化というのも、もちろんそれが手当てできればいいのは分かっているのだけれどなかなか踏み切れないという事情もありますというようなお話は何ってしております。

○委員長（茂木隆） はい。ほかに質疑はありませんか。後藤副委員長。

○副委員長（後藤健） この補正の内容とあまり関係ないのですけれど、ふるさと応援基金、あとからでもよかったのですけれど、ふるさと応援基金の使い道、ここに説明書に4点ほど書かれていますけれども、僕の考えなののですけれども、もっと絞ってですね、大きいものと言いますか、印象に残るようなものに使った方が応募しやすいと言いますか、頂いた寄附をこれに使っていますよというような感じのPRがあればですね、出す方とすれば、俺が出したお金がこういうのに使われているのだなというのが見えればですね、それがある程度印象に残るような、どんとしたものであればですね、より心に残って、出しやすいと言いますか、そういうふうにするのですけれど、そのへんはどうですか。

○総合政策課長（小松英昭） はい、委員長。

○委員長（茂木隆） 小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） ふるさと応援寄附金の用途につきましては条例で4種目と申しますか、ということで、ある理屈をつければなんでも使えるというような、私はそういうように理解しておりますけれども、この寄附金はこれまである程度の金がさがないと事業が興せないということで、事業を興さないでおいて貯めっぱなしにしておいたわけですけれども、昨年度初めて予算をつけて頂きまして、660万ほどつけて頂きまして、ふるさと納税文庫というものを市内小中学校の方に本を、ふるさと教育に関連した本を生徒さん・児童が自ら選ぶ、学校側の裁量で選んで頂くと、配分予算はもちろん生徒数によってですけれども、そういった事業を興しております。今ようやく、棚も納

品が昨日で終わりました、購入した本がそろそろ配備されるという状況になっておりますし、その本にはふるさと納税文庫を使用したものですよというシールを貼る、それから書棚には男鹿和雄さんの絵が描いてある、ふるさと納税文庫の趣旨を書いたパネルを貼るということで、各小中学校にお願いをして、将来ふるさと納税をしてくださるであろう子供さん達にふるさと納税制度があるのだよということを知らしめるという意味もありますし、いわゆる基金を使ったベースになる事業として今回事業興しをしたということでございます。これについては、ふるさと納税の状況にもよりますけれども、機会があれば本を補充していくということも考えておりますし、この生徒さん・児童が本を見ている、あるいはセットしているという状況を写真なりに撮って、ご寄附を頂いた方にこういったふうに使われていますということで、これからですけれどもやりたいなあというふうに考えております。継続したふるさと納税にぜひつなげていきたいなあというふうに思いますし、ふるさと会の方々にもこういったふうに使われていますよというようなアナウンスをして、やっぱり新規の納税にもつなげていきたいなど。もう一つは、やはり将来大学とか、仕事の都合で将来この地域を離れる方もふるさと納税文庫で育った方はふるさと納税をしてもらえるのではないかと、というような三つぐらいの目的で事業を興したということで、今後も用途はある程度条例では制約されてはいますけれども、何か大きなことでもふるさと納税が盛んになって、県内でも結構成績がいい、大仙市は成績がいいですので、これを継続して貯めていって事業に使っていければなというふうに思っております。以上です。

○委員長（茂木隆） はい。

○副委員長（後藤健） はい。ありがとうございます。結構ふるさと納税という、いわば外から降って湧くようなお金だと僕は思っているのですが、そういう面でいけば結構大きい額になるというのが印象でして、予算にもPRの予算なんかがあるようですけれども、やはりPRの仕方、PRをするに使い道をしっかりしていけば、もっともっとこれ、もしかすればいい収入になるのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（茂木隆） はい。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ、これで総合政策課所管分についての質疑を終結いたします。

次に、情報システム課所管分について当局の説明を求めます。相馬情報システム課長。

○情報システム課長（相馬幸則） はい、委員長。それでは、引き続き情報システム課所管に係る補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー3の補正予算書の22ページ、中ほどをご覧頂きたいと思います。

始めに、2款1項10目41事業 地上デジタル放送再送信施設基金積立金につきましては、平成22年度に地上デジタル放送難視聴地域の解消を目的に協和・南外地域、西仙北地域の大沢郷地区、土川地区の一部、及び太田地域の真木地区において光ファイバケーブルによる地デジ放送再送信施設の整備を行いました。この事業により整備をした地上デジタル放送再送信施設の管理運営費の一部に充てるため、日本放送協会、いわゆるNHKからの新たな難視地区におけるケーブル加入世帯への経費助成金を基金として積み立てるものであります。今回この助成金が減額となることから、歳入と同額の12,824千円の減額補正をお願いし、補正後の額を13,776千円とするものであります。関連がありますので、歳入についてご説明申し上げます。19ページの方をご覧頂きたいと思います。歳入20款5項5目28節雑入のうち、新たな難視地区におけるケーブル加入世帯への経費助成金につきましては12,824千円の減額補正となるものであります。この助成金であります。NHKでは昨年7月24日からの地デジ放送移行による新たな難視地区については、アナログ放送を直接受信する世帯が自治体の実施主体となるケーブルテレビ等へ移行することによりNHK側の対策が不要となる場合には、自治体に1世帯当たり28,000円を助成するというものであります。このことから、当初予算におきましては地デジ放送再送信設備の整備を行った941世帯ありますけれども、941世帯プラス平成23年度の新規加入世帯分が助成の対象となると見込み、26,600千円の予算計上をしております。しかし、助成金の対象となる新たな難視地区は総務省とNHK、民間放送事業者等で構成する地上デジタル放送推進協議会が定めるエリア、字・地番内の世帯であること、NHKとの受信契約がない世帯は対象外であるとの理由から、最終的な助成対象は492世帯となる見込みであり、このことから歳入・歳出ともに12,824千円を減額し、補正後の額を13,776千円とするものであります。

次に再び補正予算書の22ページ、中ほどをご覧頂きたいと思います。

同じく2款1項10目93事業の移動通信用鉄塔施設整備事業費につきましては事業費の精算見込みに伴う補正であります。19,180千円の減額をお願いするもので、補正後の額は101,508千円となります。また、補正額の財源内訳につきましては

国県支出金が14,065千円、地方債が3,800千円、その他として通信事業者からの事業費分担金が1,401千円それぞれ減額となりますが、一般財源については86千円の増となります。事業の概要であります。今年度は大曲小出沢地区においてはNTTドコモとKDDIが2社相乗りの鉄塔を、また西仙北大沢郷上布又、同下布又地区については同じくNTTドコモとKDDIが2社相乗りの簡易鉄塔を、太田真木中仙フカウヂ地区についてはNTTドコモが単独の簡易鉄塔を整備し、大曲小出沢地区については4月から、ほかの3地区については3月中旬からの供用開始を予定しております。減額の内訳については13節の委託料で5,387千円の減額であります。これは鉄塔用地測量、地質調査、鉄塔建築設計監理業務及び通信設備工事の設計監理業務の請負差額によるものであります。また15節の工事請負費は13,528千円の減額であります。鉄塔建築工事及び通信設備工事の請負差額によるものであります。22節の補償補填及び賠償金につきましては、大曲小出沢地区におけるパイプハウスの移転補償費が不要となったことによる減額であります。

次に同じく補正予算書、22ページ下段をご覧くださいと思います。

2款1項13目10事業 電子計算管理運営経費につきましては、今年度に導入を予定しておりました電子申請システムの導入及び健康管理システムのサーバ更新の見送りやファイルサーバシステムの更新時期の変更などに伴う使用料及び賃借料の補正であります。2,839千円の減額をお願いするもので、補正後の額は186,122千円となります。

最後に少し飛びますが、同じく補正予算書の37ページをご覧ください。主な事業説明書は8ページをご覧くださいと思います。

電子計算システム更新経費に係る債務負担行為の変更についてであります。本市の電算システムは、合併導入時から稼働しているものについては約7年が経過しているため、装置や機器など、いわゆるハードウェアについては保証期間がすでに終了しており、故障等による住民サービス業務の停止などの危険性が増加しているほか、ソフトウェア・プログラムの保守についても終了が迫ってきております。こうしたことから、平成23年度から3年計画で合併時に導入した主な電算システムの更新を行うこととし、導入経費の一部については債務負担行為により対応することとしております。平成23年度当初予算においては住民記録・税等基幹系システム、同移行データ作成及び共通基盤システム導入に係る経費について、平成24年度から28年度までを期間とし限度額451,

269千円で債務負担行為の設定をいたしました。業務・システム全体最適化の視点で公募型プロポーザル、いわゆる提案方式による電算システム構築業者の選定を行い、契約交渉に努めた結果、住民記録・税等基幹系システムについては183,629千円で、移行データ作成については59,498千円で、またデータ連携や印刷等の機能を持つ共通基幹系システムについては54,180千円で現在構築作業を進めております。このことから、債務負担行為の限度額について当初の451,269千円から153,962千円を減額し、297,307千円に変更しようとするものであります。大幅な減額となった理由であります。コンサルタントの支援を受けながら職員主導でシステムの調達を進めたことから、当初予算作成時に比べ、大仙市が必要とする業務内容など正確な情報が業者に伝わり、このことから業者のリスク軽減が図られ、全体として価格が安くなったものと思われ。また移行データについては、データ作成作業の既存業者がシステム構築業者と同じグループ会社であったため移行データ作成のツールやノウハウがあり、結果として価格が安くなったものと考えられます。なお、設定期間についての変更はございません。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（茂木隆） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ、これで情報システム課所管分についての質疑を終結いたします。

次に、男女共同参画・交流推進課所管分について当局の説明を求めます。山谷男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（山谷喜元） はい、委員長。それでは、同じく男女共同参画・交流推進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書は22ページになります。

2款1項10目25事業 健康文化活動拠点センター管理費について、4,600千円の補正をお願いするものであります。主な事業の説明書は4ページになります。事業の目的であります。健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の施設維持管理と利用促進を図り、中心市街地の活性化を目指すものであります。主な事業の概要といたし

まして、ペアーレ大仙の施設管理は指定管理者の株式会社TMO大曲が指定管理料ゼロで行っております。赤字を出資金で補い管理して参りましたが、平成23年度の収支の見込みがマイナス4,600千円となり、累積赤字額が株式会社TMOへの大仙市の出資額5,000千円を超えることから支援するものであります。事業実施の経緯及び今後の方向性ということではありますが、平成20年度は895千円、平成21年度は193千円のそれぞれ黒字でありましたが、平成22年度は震災の影響などによりまして2,065千円の赤字となりまして、累積で977千円の赤字となっております。平成23年度に入ってから、震災の影響で消費意欲の減退や自粛ムードから受講生の減少傾向が続いております。今後は指定管理者と市が一体となって魅力ある講座開設や参加しやすい環境を整え、受講生の増加に努めて参ります。

次に、63事業 ドメスティック・バイオレンス等防止基金積立金として2千円の補正をお願いするものであります。補正予算書の22ページの中段になります。関連がございますので、補正予算書17ページ下から4行目をご覧頂きたいと思っております。16款1項2目利子及び配当金のドメスティック・バイオレンス等防止基金預金利子2千円とありますが、これを基金に積み立てるものであります。

以上、男女共同参画・交流推進課所管の補正予算の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（茂木隆） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） ありませんか。なければ、これで企画部所管分についての質疑を結びたいと思います。

なお、討論・表決につきましては明日に一括で行います。

○委員長（茂木隆） 次に、議案第63号 平成24年度大仙市一般会計予算を議題といたします。

始めに、総合政策課所管分について当局の説明を求めます。

○総合政策課長（小松英昭） はい、委員長。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） それでは議案63号 平成24年度大仙市一般会計予算の

うち、総合政策課所管の歳出予算につきまして、お手元の主な事業説明書に基づきましてご説明申し上げたいというふうに思います。当課の事業につきましてはすべて事業説明書を作成させて頂いておりますので、これに従って順に行いたいというふうに思いますので、ご了承願います。

それでは主な事業説明書、2-1ページをご覧頂きたいと存じます。

始めに、歳出2款1項3目10事業 広報発行及び活動費についてであります。本事業は広報活動の推進により、市民の理解と信頼に基づく公正で開かれた市政の発展に資することを目的としており、市民に親しまれ、分かりやすい広報紙を作成し、市の施策・事業等を正確に伝えることを目標としております。事業の概要でありますけれども、主に広報だいせん日和の発行でございます。予算は毎月2回の広報発行に係る経費等として34,951千円の計上であります。昨年度より1,200千円ほどの増となっておりますけれども、東日本大震災の災害廃棄物受け入れに関する情報などを盛り込んだ特集号を増刷する必要があるとして、インセンティブ予算との絡みもありまして、例年よりページ数を多く見込んでいることによるものであります。これまでの成果と今後の方向性であります。行政の情報発信、情報共有ツールとして広報が担う役割・認知度が高まっていることを踏まえ、紙媒体だけではなくインターネットなどを通じた広報活動などの検討を進めるほか、市民から興味を持って読んで頂ける創意工夫に富んだ紙面づくりや一層の経費削減に努めながら、引き続き事業を実施して参りたいと考えております。なお、特定財源といたしまして市広報への、巻末に掲載しております広告掲載収入1,638千円を見込んでおります。

事業説明書、次のページ、2-2ページです。

次に、12事業 写真フィルムデジタルデータ化事業費についてでございます。本事業は、合併前の旧市町村で撮影をいたしました写真フィルム等をデジタルデータ化し、貴重な情報資源として適正な保存管理と活用を図ること、また同時に秋田県の緊急雇用創出臨時対策基金事業の活用による雇用の機会の創出を目的として来年度の新規事業として実施するものであり、市民の雇用を条件とし、約133,000コマの写真フィルムをデジタルデータ化するための委託料として16,493千円を予算計上するものであります。なお、財源につきましては全額県の緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の充当であります。

次に2-3ページ、お願いいたします。

次に、50事業 日本広報協会負担金についてであります。本事業は同協会が主催する各種セミナー・コンクールへの参加等を通じた広報理論の研究・習得、広報技術の向上を目的としており、同協会に対する負担金として24千円の計上であります。

少し飛びまして、2-9ページをお願いいたします。

次に、10目10事業 企画管理費についてであります。これは、当課が所管する事業のうち単独事業として個々に予算化されていない事業に関わる旅費や需用費などを予算措置しているものであります。24年度につきましては本市から当課付きで経済産業省の東北経済産業局に研修生を1名派遣する予定であり、これに係る関連旅費を盛り込んだことから、予算額は昨年度より260千円増の800千円となるものであります。

次に、2-11ページとなります。

11事業 非核平和都市宣言経費についてでございます。本事業は平成17年6月に決議された非核平和都市宣言を受け、子供達の派遣学習やその報告会等を通して広く市民に非核平和の啓発を図ることを目的に実施しているものであります。事業の概要でありますけれども、被爆地広島にレポーターとして中・高生を派遣する非核平和レポーター派遣事業を行うほか、同レポーターによる研修発表や講演・演奏・写真パネル展示などを内容とした市民平和の集いを実施する予定であり、これら事業の実施に要する経費として687千円を予算計上するものであります。これまでの成果と今後の方向性であります。本事業はこれまで様々な工夫を凝らしながら実施してきたところでありますが、昨年9月に実施した市民平和の集いでは参加者が380名を数えるなど、着実に市民の間に広がりを見せているものと考えております。戦後60年以上が経過し、戦争の恐ろしさに関する市民意識が薄らいできている中、市が率先して平和意識の醸成を図っていくことは重要な意味を持つものと思っており、今後とも事業内容の見直しを図りながら継続して参りたいというふうに考えております。

2-12ページ、お願いします。

12事業 行政評価推進経費についてであります。本事業は、市民の行政に対する意見や意識を調査・分析し、市民目線で客観的に施策を検証することで効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市の施策を多くの市民に周知・説明することを目的に実施しているものであります。事業の概要であります。地域・年代・性別などの条件により抽出した市民1,000名を対象に市民評価アンケートを行い、本市総合計画の体系に基づき設定された設問項目についてその満足度や重要度等を調査・集計し、報告書と

してまとめているものであります。これに要する経費といたしまして227千円を予算計上するものであります。これまでの成果と今後の方向性でありますけれども、施策の効果や方向性等を検討し、今後の企画立案や事業見直しに関する重要な資料として活用しているほか、調査結果を市広報等で公表することで市民に対する説明責任を果たし、市政への関心を高める有効な事業と認識しております。今後も所要の見直しを図りながら継続して参りたいと考えております。

次に、2-13ページをお願いします。

14事業 ふるさと納税制度関連経費は、平成20年度の地方税制改正により導入されたふるさと納税制度を活用し、本市を応援しようとしてくださる方々から広く寄附金を募ることを目的としたPR活動などを実施するための経費でございます。202千円を予算計上するものであります。

2-14ページをお願いいたします。

17事業 桜守プロジェクト事業関連経費についてでございます。本事業は市民・事業者・行政の協働により、市を代表する公園の桜の病気駆除及び樹木の更新などによる再生を進めるほか、地域の身近な桜への関心を高めることにより、市全体の桜の保全と活用を図ることを目的として平成21年度から実施しているものであります。事業の概要でありますけれども、本年度と同様、八乙女公園周辺の桜再生事業の実施や市民との協働による桜環境保全、桜の保全と活用に関する講習会の実施のほか、ゼロ予算事業として大仙市さくらマップの情報充実及び活用促進を予定しており、これらの取り組みに関わる経費として3,263千円の予算計上であります。

少し飛びまして、2-24ページをお願いいたします。

次に50事業 企画費負担金は、他自治体や関係機関と連携し地域資源の共有や事務事業の補完等を行うことで地域の活性化を推進することを目的としております。当課が所管する財団法人地域活性化センターや、来年度から過疎地域自立促進協議会が解消されて、ここには過疎地域自立促進協議会とありますけれども、来年度からは新たに秋田県山村・過疎地域振興協議会という名称になりますけれども、これへの負担金、それから北東北地域連携軸構想推進協議会、秋田・岩手地域連携軸推進協議会など、本市が会員となっている各種団体への負担金として837千円の予算計上するものであります。

次のページ、2-25ページであります。

51事業 大曲仙北広域市町村圏組合事務費負担金は、本市を含む2市1町で構成す

る一部事務組合、大曲仙北広域市町村圏組合に関わる人件費と事務局費などの事務費負担金として47,237千円の予算計上であります。

次に、2-26ページをお願いいたします。

60事業 人材育成事業補助金についてでございます。本事業は教育・文化・スポーツ・産業等の各分野において人材を育成し、人材の活躍による地域振興を目的としております。その知識・情報技術等を習得するために行われる研修事業に対して支援するものであり、研修に係る交通費及び宿泊費等に対する補助金として、本年度は4件の実績がありましたけれども、この実績を踏まえ昨年度より増額をお願いして1,000千円の予算計上としております。なお、財源につきましては全額人材育成基金からの繰入金で充てるものであります。

2-27ページをお願いします。

70事業 荒川鉦山跡地歴史保存活用構想策定経費についてであります。本事業は協和地域の荒川鉦山跡地を貴重な文化遺産として保存・伝承するとともに、地域活性化に向け活用していくための構想について調査検討・策定するものであり、来年度中の策定を目指しております。事業の概要でありますけれども、本年度、23年度は秋田県鉦山サミットが協和地域で開催されたのに併せサミット開催記念講演会を実施しておりますけれども、来年度は鉦山跡地の活用事例調査や現地確認、基礎的情報の収集などを予定しており、これら構想策定に必要な経費といたしまして旅費・消耗品費等500千円を予算計上するものであります。なお、財源につきましては全額環境保全基金からの繰入金としております。

次に、2-29ページをお願いします。

次に、11目10事業の地域協議会関連経費についてであります。本事業は市民との協働のまちづくりを一体的に推進するため、地域協議会委員の活動が共通した認識の下に行われるよう委員研修等を実施し、地域協議会の一層の活性化を図ることを目的としております。事業の概要でありますけれども、地域協議会委員の全体研修事業や地域協議会委員活動事業のほか、協議会開催に係る委員への費用弁償がその内容となっており、これら必要な経費として2,882千円の予算計上であります。

次に、2-30ページをお願いいたします。

次に、11事業の地域振興事業費（地域枠）についてでございます。本事業につきましては、各地域自治区に設置をされました地域協議会との連携により、市民と行政との

協働によるまちづくりを推進するとともに、地域資源の活用や地域課題の解消により地域の活性化を図ることを目的としております。事業の概要につきましては、地域ボランティアの育成、地域住民との協働事業、緊急を要する道路・施設等の小規模修繕など、その事業内容によりましてⅠ型からⅢ型に区分して事業実施、あるいは申請団体に補助金を交付する内容となっております。この地域枠予算の具体的な中身についてでありますけれども、大曲地域にはこれまでと同様10,000千円を配分するほか、大曲地域を除く7地域には5,000千円をベースとして平成22年度に総額で5,000千円の人口割りによる追加配分を行ってございましたけれども、来年度はこれをさらに5,000千円増額し10,000千円として追加配分することとしており、総額で55,000千円の予算計上となっております。これまでの成果と今後の方向性であります、市民への本事業の周知が進み各地域での活用が増加してきており、目的にある協働のまちづくり、地域の活性化に向け望ましい事業展開が図られるようになってきていると認識しております。一方でこうした活用事業の増加に伴い、当該活用事業のバリエーションが相当広がりを見せてきておりました、従来の運用では対応が難しい事例も出てきていることも確かであります。より目的にかなった制度となりますよう運用ガイドラインの見直しを図りながら、今後もこの本事業を継続して参りたいというふうに考えております。

事業説明書は2-31ページとなります。

次に、13事業の駅舎管理運営経費についてであります。本事業は、市が管理する駅舎及び駅舎関連施設を適正に管理運営し、市民の利便性と安全性の維持・向上を図ることを目的としております。対象となる駅舎は神宮寺・刈和野・羽後長野・鍵見内・鶯野・羽後境・峰吉川の7駅舎でございます。電気料などの施設管理費や乗車券販売業務委託費など、総額で15,610千円の予算計上となっております。なお、特定財源では行政財産使用料及び駅維持管理収入として5,765千円を見込んでおります。

次に、2-32ページとなります。

15事業のコミュニティセンター等管理費についてであります。本事業は協和地域の羽後境駅東集会施設、それから南外地域の南外コミュニティセンター及び南小学区コミュニティセンター並びに仙北地域の払田コミュニティ推進施設の維持管理に要する経費といたしまして10,349千円を予算計上するものであります。なお、特定財源として行政財産使用料収入など49千円を見込んでおります。

次に、2-33ページとなります。

16事業の町内集落会館整備費貸付事業費についてであります。本事業は地域コミュニティの中核施設となる町内集落会館の整備を支援し、当該会館を利用した活動の活性化を図ることにより地域の活性化に資することを目的としており、このあとご説明いたします町内集落会館建設費等補助金の交付が決定した団体を対象として、自己負担部分に関わる支援として市が無利子貸し付けを行うものであります。平成24年度、来年度におきましては新築2件、修繕8件の要望が寄せられておりますが、このうち新規貸し付けとして3件分7,484千円、貸付金の償還に伴い基金に繰り出す分として5,546千円、合わせて13,030千円を予算計上するものであります。なお、特定財源といたしましては町内集落会館整備費貸付基金繰入金、それから貸付金の償還による貸付金元金収入として同額を見込んでいるものであります。

○委員長（茂木隆） 課長、よろしいですか。

○総合政策課長（小松英昭） はい。

○委員長（茂木隆） 説明の途中で大変恐縮ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩とさせていただきます。なお、再開時刻は午後1時といたします。大変ご苦勞様でした。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（茂木隆） それでは、午前中に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、小松総合政策課長より説明をお願いします。

○総合政策課長（小松英昭） それでは、午前中に引き続きましてご説明を継続させていただきます。

事業説明書は2-34・35ページとなります。

17事業 地域交通対策事業費であります。本事業につきましては、地域交通対策として従来別々に計上していた地域公共交通システム運行事業費と地域交通運行事業費を整理・統合し一本にしたものでございます。平成22年度に策定をいたしました第2期交通計画に基づき、各地域の実情に沿った交通システムの運行やその検証と改善、新たな交通システムの実施に向けた検討などを行い、交通弱者の足の確保及び市民生活の利便性の向上に結び付く地域公共交通体系の確立を目指しております。事業の概要でありますけれども、乗合タクシーやコミュニティバスなどこれまでの事業を継承しつつ、新

規事業として市町村有償バス運行や免許返納者優遇制度の実施など、計画に明記された事項を事業化することとしており、これらの取り組みに係る経費といたしまして昨年度より3,400千円ほど増の37,766千円を予算計上するものであります。このうち、新規事業の説明を若干させて頂きたいと思えます。先ほど条例の制定を委員会としてご承認頂きましたけれども、市町村有償運送に関する車両管理費というものが新たに発生することになります。西仙北の学校統合に伴い余剰となったスクールバスをこの市町村有償運送に転用するというようにしてございまして、今まで他課で所管しておいた車両管理費が当課所管になったということになっております。2,377千円の予算計上でございます。それからもう一つには免許返納者優遇制度、先ほどのご質問にもありましたけれども、これにつきましては免許を自主的に返納された方150名を見込み、その方が100枚の割引回数券の発行に対して年間50枚を使うという予想を立ててその割引分、市が負担しなければならない分を予算措置をしておるものでございます。1,916千円の予算計上となっております。これまでの事業の成果と今後の方向性でありますけれども、市ではこれまで路線バスを基幹路線と位置付け、これを維持するとともにこの基幹路線に連結する形で各地域の交通システムを運行し、シビルミニマムに対応した交通弱者を含む市民の足の確保に努めて参りました。人口減少・高齢社会が進展する本市の将来を見据えますと、公共交通は今後とも市民生活を支える重要な役割を担うものと考えられることから、第2期交通計画を基本といたしまして既存交通システムの維持・改善を図る一方で新たな交通システムの検討・実施に努めて参りたいというふうに考えてございます。なお特定財源でありますけれども、秋田県生活バス路線等維持費補助金のほか、地域交通対策事業債、過疎債ですけれども、地域交通対策事業債と市町村有償運送の使用料収入、ただ今申し上げました使用料収入の合計で4,136千円の特財を見込んでございます。

事業説明書は2-36ページとなります。

18事業 小規模集落コミュニティ対策事業費であります。本事業は人口減少・少子高齢化等を背景に集落のコミュニティ機能が急速に失われつつあることを踏まえ、小規模集落等の現状や課題を把握するとともに、コミュニティ機能の再生・活性化につながる支援策の検討・実現を図るものでございます。事業の概要であります。集落支援員による小規模集落支援や小規模集落コミュニティ対策会議による現状把握と施策の検討などであり、事業に要する経費といたしまして2,447千円を予算計上するものであ

ります。本年度当初予算よりも15,300千円ほど減となっておりますけれども、これは協和地域の市道上荒田・宮田中野線道路改良工事、昨年度当初予算15,181千円ですけれども、これが本年度をもって終了するということによる減でございます。これまでの成果と今後の方向性でありますけれども、平成20年度の事業開始以来、小規模集落等の現状把握に努め、集落支援員の試験導入や、次の事業でご説明いたしますけれども「がんばる集落」活性化支援事業の創設などに取り組んできたところであります。今後も引き続き事業を継続し、コミュニティ機能の再生・活性化につながる支援策を検討・実施して参りたいというふうに考えております。なお、特定財源として小規模集落コミュニティ対策事業債、過疎債を充当することとしており、2,200千円を計上しております。

次、2-37ページとなります。

19事業の「がんばる集落」活性化支援事業費についてでございます。本事業は、人口減少や高齢化の進展等によって地縁により構成された自治組織の活力が低下していることに鑑み、自治組織が自ら行う維持・活性化事業のリーディングケースとなり得る取り組みに対して支援措置を講ずることによりまして、持続可能な自治組織の形成に向けた主体的な活動の促進と自治意識の醸成を図り、もって自治組織の振興と発展に資することを目的としております。事業の概要であります。小規模集落・地区振興モデル支援、地区ビジョン策定支援及び集落支援員導入集落活動支援の3つの支援区分を設定しております。自治組織が自主的に展開する維持・活性化活動で、他の模範となり、新たな事業の呼び水となるような、そういうような取り組みに対し支援するというようにしております。当該支援に要する経費といたしまして、10,037千円を予算計上するものであります。これまでの成果と今後の方向性でありますけれども、本事業は平成23年度下期、11月において新設されたばかりの事業であります。先ほど補正でもご説明申し上げました。従って、市民に対しまだ十分な周知が図られていなかったことから、本年度は現在のところ2件の申請に留まっておりまして、今後さらに事業の周知に努めていかなければならないものと思っております。充実・拡充に努めて参りたいというふうに思っております。なお、特定財源につきましては集落活性化支援事業債、過疎ソフトとして10,000千円を見込んでございます。

次に、2-38ページとなります。

20事業の地域自治及び交流活動支援構想調査経費についてであります。本事業は市

民との協働のまちづくりを基本に、これまでの枠にとらわれない自治会の相互連携と世代を超えた地域自治・交流活動の活性化や活動に必要な拠点施設のあり方、さらにはこれに対する市の支援のあり方などに関する構想を策定しようとするものであります。平成24年度の構想策定を目指しております。事例研修のための視察、及び構想策定に要する経費として104千円の予算計上をお願いするものであります。

次に、2-39ページとなります。

30事業 宮崎市佐土原地域交流事業費についてでございます。本事業は本年度で10周年を迎えた宮崎市佐土原地域との有縁交流提携について、本年2月には協和地域で記念式典や交流事業を実施しておりますが、今後のより一層の相互理解と地域間交流に向け、来年度におきましては協和中学校生徒12名が宮崎市を訪問し交流する事業を予定しております。この旅費に対する補助など、事業実施に要する経費といたしまして900千円を計上するものであります。なお、財源につきましては全額環境保全基金からの繰入金を充当するものであります。

次に、2-40ページをお開き願います。

60事業の地域振興費補助金につきましては、地域の健全な発展と活性化、地域住民の健康と福祉の向上を図ることを目的として、協和地域の荒川・峰吉川・船岡・淀川の4財産区からの繰入金を財源といたしましてそれぞれの地域内の団体等、合わせて16団体が行う活動に対し支援するものであります。補助金として合計810千円を予算計上するものであります。

次に、2-41ページをお願いいたします。

61事業 町内集落会館建設費等補助金についてであります。本事業は、先ほど町内集落会館整備費貸付事業費においても説明申し上げましたけれども、地域コミュニティの中核施設となる町内集落会館について、その新設・増改築・補修等に対し支援措置を講じ、地域住民の負担軽減と地域づくり活動の推進を図ることを目的としております。来年度におきましては新築2件、改修8件の申請が予定されており、補助金として14,249千円の予算計上としております。

次に、2-42ページをお願いいたします。

62事業 自治会育成支援事業費補助金についてであります。本事業は自治会の組織化と住民主体による地域づくり活動、自主運営している自治会館等の維持管理経費について支援措置を講ずることにより、自治会活動の推進、地域の活性化を推進しようとする

るものであります。事業の概要でありますけれども、自治会の組織化及び住民主体の地域づくり活動への助成、並びに会館維持管理費への助成として514自治会と376会館分、総額で22,758千円を計上するものであります。本事業につきましては年々各地域の関心が高まっており、自治会活動の活性化、住民自治の推進に寄与しているものと思っており、今後も継続して参りたいと考えております。

少し飛びまして、2-50ページをお願いします。

次に、14目11事業 首都圏等ふるさと会関連経費についてであります。本事業は、首都圏ふるさと会を通じた情報交換や人脈形成により地域間の交流と連携を推進し、交流人口の拡大を図ることを目的としており、ふるさと会に対する支援として活動費助成や広報だいせん日和の送付、総会及び懇話会開催への支援のほか、来年度は仙北組合総合病院改築に係る市民公募債募集のPRなども行うこととしており、これらに要する経費として3,062千円の予算計上をするものであります。なお、特定財源は広報送付希望者から頂く送料として90千円を見込んでおります。

次に2-51ページ、お願いいたします。

48目90事業 地域振興基金積立金についてであります。本事業は市民の連帯意識の強化及び協働のまちづくりを推進し、地域の振興及び市民の一体感の醸成を目的とした事業を実施するための原資として設置した基金であり、合併後10年間、毎年400,000千円を積み立てることを目標としているものであり、来年度も計画どおり400,000千円を予算計上するものであります。なお、特定財源として合併特例事業債380,000千円を充当するものであります。

次に、2-52ページをお願いします。

5項1目10事業 統計調査事務費につきましては、統計調査に関わる事務や調査員各種表彰関係事務のほか、来年度は本市の統計ポケット情報紙の作成を予定しており、これらに要する経費として62千円の予算計上でございます。

次に、2-53ページであります。

12事業 学校基本調査経費につきましては、学校教育行政上必要となる基礎資料を得るために幼稚園・小学校・中学校・高等学校などを対象に毎年5月1日を調査日として実施している学校基本調査に要する経費であり、32千円の予算計上であります。なお、特定財源は統計調査費委託金であります。

次に、2-54ページであります。

1 3 事業 工業統計調査経費につきましては、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るため、製造業を営む事業所等を対象に12月31日を調査日として毎年実施する工業統計調査に要する経費であり、600千円の予算計上であります。なお、これにつきましては全額統計調査費委託金を特財としております。

次に、2-55ページとなります。

1 4 事業 秋田県年齢別人口流動調査経費につきましては、秋田県の年齢別男女人口及び世帯数の推移についてその実態を調査・把握し、諸施策の基礎資料を得るため実施する秋田県年齢別人口流動調査に要する経費であり、90千円の予算計上であります。これにつきましても、全額統計調査費委託金で賄うものであります。

次に、2-56ページです。

1 5 事業 住宅・土地統計調査経費につきましては、住宅及び世帯の居住状況等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにして住宅関連施策の基礎資料を得ることを目的とした住宅・土地統計調査に要する経費であり、542千円の予算計上であります。なお、特定財源は全額統計調査費委託金であります。

次に、2-57ページであります。

1 6 事業 経済センサス調査経費につきましては、全産業分野における事業所及び企業の活動状態を調査し日本全体の包括的な産業構造の把握を目的として本年2月に実施の経済センサス活動調査に係る継続調査経費でありまして、900千円の予算計上であります。これにつきましても、全額統計調査費委託金を特財としております。

次に、2-58ページであります。

1 8 事業 就業構造基本調査経費につきましては、就業実態等を調査し就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とし、5年に1回、10月1日を調査期日として実施の就業構造基本調査に要する経費であり、2,900千円の予算計上であります。これにつきましても、全額統計調査費委託金を特財としております。

次に、2-59ページをお願いいたします。

7款1項2目24事業の中心市街地活性化対策事業費につきましては、中心市街地の活性化に関する法律の趣旨に基づき昨年11月30日に内閣総理大臣認定を受けた大仙市中心市街地活性化基本計画について、その着実な推進を図るために行うフォローアップや内閣府・経済産業省等との協議、関係団体からなる法定協議会への対応などに関わる経費として181千円を予算計上しております。

最後になります、2-60ページをお願いします。

4目48事業の花火伝統文化継承事業費につきましては、本市の重要な地域資源の一つであります花火に関し、将来に渡る貴重な文化的財産として、花火に関する資料の収集をボランティア組織との協働により実施するものであり、その収集・分類整理・保管作業などに要する経費として811千円を予算計上するものであります。本事業につきましては、これまで事業の主体となって頂いているボランティア組織の努力によりすでに1,000点を超える資料が収集されております。今後は収集を継続しながら、その保管・保存方法のあり方や利活用の方策などについても協議して参りたいというふうに考えております。なお来年度予算につきましては、資料の盗難等に備えるため警備保障を導入する経費を盛り込んだところでございます。

以上、議案第63号 平成24年度大仙市一般会計予算のうち、総合政策課所管部分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○委員長（茂木隆） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いします。はい、小山委員。

○8番（小山緑郎） すみません、一つだけ確認したいのですが、2-2の写真フィルムデータデジタル化事業。これ、大仙市内に10人の雇用を創出するとあるけれども、これは募集するのですか。

○総合政策課長（小松英昭） はい。

○委員長（茂木隆） はい、小松課長。

○総合政策課長（小松英昭） これは、ここにありましており文書情報管理士が在籍するデジタル情報処理専門業者さんに作業を委託することですけれども、その委託の条件として大仙市内の方を10名雇用するということを条件にして委託するということです。

○委員長（茂木隆） 小山委員、いいですか。

○8番（小山緑郎） そうすれば、その会社の方で雇用するという感じ。

○総合政策課長（小松英昭） 受託業者が雇用する。

○8番（小山緑郎） はい、分かりました。

○委員長（茂木隆） ほかに。

○13番（金谷道男） はい。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） いろいろあるけれど、広報だいせん、非常に頑張ってやってもらって大変いいと思います。広報は、一番大事なのはいくら読まれているかということなのだと思うけれど、もしかしてどのくらい読まれているのかというようなアンケートとか、そういった資料、とったことあるのだろうか。それ一点と、投稿きますよね。投稿みたいなもの、年々増えているものなのか、どうなのだろうか。地区別にとか、投稿総数だとか、みんなは載せられないだろうから、そういったデータとかあるのか。もしあればちょっと見たいな。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） 広報の、市民の方で何割くらいお読み頂けているかという部分についてはちょっと統計調査的なことは現在はしておりません。ただ、2年間、基本構想を策定するとき、ちょっと広報に関するアンケート調査をしたことがありますけれども、そのときの回収率だとか、ちょっと手持ちがないのであれですけども、そういった経緯はございます。投稿につきましては、現在は広報の紙面に読者の声ということで、あれは基本的には全部載せていくというスタンスでおりますので、その統計もちょっと私今手持ちないのであれですけども。

○13番（金谷道男） そうすれば、まず投稿されたものについては、毎月出てくるものにまず100パーセント載っているということに理解してもいいわけですか。やっぱり、いくら読まれているかというのは、ときたま、何かの方法でやった方がいいのではないかな。私は、いい紙面ならいい紙面なほどたくさん読んで欲しいと思うので、読まれているはずだという思いも絶対あるので、市民なら読むのが義務だろうみたいなものがあるかもしれないけれども、たまに統計とってみるといふの必要なものではないのかなと思ってちょっと質問させて頂きました。

○委員長（茂木隆） はい。ほかに。

○副委員長（後藤健） はい。

○委員長（茂木隆） はい、後藤副委員長。

○副委員長（後藤健） 今の写真フィルムデジタルデータの事業のところなのであれども、業者さんにお任せするというのは、24年度の予算を1業者さんにお問い合わせということになりますか、これは。

○委員長（茂木隆） 小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） 1つの会社ということで。

- 副委員長（後藤健） なるほど。そうすれば、この1,600万某のお金でお願いし
すということで業者さんにお任せするということになる。
- 委員長（茂木隆） はい、小松課長。
- 総合政策課長（小松英昭） 現在、この133,000コマのフィルムが今の中仙庁舎
の永年保存文書の書棚のところに各合併前のものがすべて集まっておりますけれども、
まだ詳細には承知していないのですけれども、その作業場所がそこになるのか持って
いてやるのかというのはまだちょっと分からないのですけれども、基本的には情報処理
の専門の資格を持った方が常駐できる業者さん、会社さんが受託をして、大仙市民の方
10名を雇用して作業にあたると、そういうものです。
- 副委員長（後藤健） これそうすれば、雇用するというのが一つの条件。業務の完遂と
10人の雇用というのが条件になるということですよ。
- 総合政策課長（小松英昭） はい。
- 副委員長（後藤健） であればいいのですけれども、例えばその業者さんが、うちの会社
の社員でできるよという話になった場合に、ちょっと話が違ってくるのかなというのが
あったもので。それが条件として委託するというのであれば、そのへんはしっかりやっ
てもらえると思うので。はい。
- 委員長（茂木隆） ほかにありませんか。
- 副委員長（後藤健） いいですか。
- 委員長（茂木隆） はい、どうぞ。
- 副委員長（後藤健） 非核平和レポーターのところなのですけれども、こういった事業
というのは僕は非常に賛成と言いますか、どんどんやって欲しいなと思うのですけれど
も、平和の集い、こういったものもやって市民に周知するというのは非常に大切なこと
だと思うのですけれど、もう一つ、特にこういったものって広く市民の方にこういった
ものをやっているよということを知ってもらうとか、広報した方がいいと思うので、
広報もうまく使いながら、平和の集いに来る人って、先ほど数字も出ましたけれども、
去年380名ぐらいということで、限られたと言いますか、やりましたという広報はす
るのでしょうか、こういった平和の集いのような内容をもっと広報すれば、今広
報何人見ているのだという話もありましたけれども、当然380名よりは断然多い数の
方が目にすることだとは思っているので、どんどんどんどん告知の仕方というか、そういった
ものをもっと考えて欲しいなというふうに一つ思います。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） はい、委員長。後藤委員のご指摘はそのとおりだと思います。この380名の内訳ですけれども、やはり発表される、去年は中学生だったのですけれども、中学生の学年が全部と、それから遺族会の方とかそういった方が主で、一般市民の方の出席というか同席というのは、確か私の記憶では数十名くらいだったと思います。従って、一般市民に対して広く周知がどんどんどんどん図られているのかという点とまったくそういうわけでもなくて、やはりもっと広がる、去年は大ホールでやりましたけれども、やはり一般市民の方の出席をより多くするためにはやはり前もってのアナウンス、例えば今年度の実績の報告を充実させるだとか、そういったことで興味を持って頂くようなことを併せて開催する、私先ほど演奏とか読み聞かせとかそういうものを併せてやるようにしております。去年は美風優（みふゆ）というコーラスグループから合唱して頂きましたけれども、そういったことで少しきっかけをつくって頂いて出席を多くしてもらおうような、何かそういう組み合わせというか仕掛けと申しますか、それも併せて検討していきたいなというふうに思います。

○委員長（茂木隆） はい。

○副委員長（後藤健） ありがとうございます。もう2点ほどなのですけれども。

○委員長（茂木隆） はい、後藤委員。

○副委員長（後藤健） この駅舎管理のところなのですけれども、切符販売業務委託という点で、この運営経費の中で結構なウエイトを占めていると思うのですけれども、この切符を売っている人の雇用云々という話はあると思うのですけれども、このへん、例えば機械と言いますか切符販売機と言うのですか、そういったものの方向性とか、そういったものって何かお考えですかね。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） はい。駅舎管理の切符の販売委託のご質問だと思うのですけれども、これは前回の常任委員会でも大野議員の方からご質問等ありました。最低賃金をクリアしているかとか、そういったお話をしております。そのときにお答え申し上げたのは、やはり現在委託業務をしている方、若干今のところ駅ごとに上げ下げが、委託料的にはあります、確かに。それを平準化しようとしてある程度は均したのですけれども、やはり均しきれていないという部分もございます。お答え申し上げたのは、やはり今いらっしゃる委託されている方が例えば代替わりするだとか、代わられるときにタ

イメージをやはり見計らった時点で見直しをするしか、今のところは方法はないのではないかということで、最低賃金はもちろんクリアしておりますし、それである程度の平準化は図ったという努力はしましたので、その次のすべて同じというようなことにはちょっとなかなか、今のところはならないということでございます。

○副委員長（後藤健） 賃金の格差のところよりもですね、要は切符売ってくれる人ではなくて。

○委員長（茂木隆） はい、小松部長。

○企画部長（小松辰巳） 委員のおっしゃるのは、いわゆる券売機とかでやって、あそこに人立てなくてもいいのではないかということについてだと思います。ここに乗車券販売等となっていますが、実際は乗車券販売よりも駅舎の管理だとか、掃除だとか除雪だとか、そういうものを全部含めてお願いしておりますので、よろしくをお願いします。

○副委員長（後藤健） 分かりました。ありがとうございます。

そうすれば最後なのですけれど、いろいろ最後の方で国からの委託ということで、いろいろな調査経費があがっていますけれども、国からお金がかかるのは分かるのですが、このお金というのは人件費という意味合いなのですかね。それとも、本当にかかる経費という意味で国からお金がかかるのですか、これ。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） この委託費の中にはですね、いわゆる統計調査の報酬・報酬費と、あと事務的な経費、一切合切入っているということでもあります。

○副委員長（後藤健） これ、そうすればこの、ちなみに何名ぐらいの方が業務にあたるものですかね。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） この調査の、個々にやはり調査員の数が違いますし、ちょっと私今、調査員が何人というのは手持ちがないので、申し訳ありませんがのちほど資料をお渡ししたいと思いますので、すみませんが。

○副委員長（後藤健） いずれ、その報酬も含めた委託金ということですか。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。

○副委員長（後藤健） はい。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑はありませんか。

○13番（金谷道男） いいですか。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） いいですか。何点かあるので。まず、行政評価のところですけども、行政評価の回答してもらう人方のサンプリング、回答者の選び方、なんとしているのかということの一つお知らせ頂きたい。それから、どの事業を評価の対象にするのかというあたりの選定もどんな手続を踏んでいるのかということ、その2つをとりあえず。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） まず、調査対象・調査客体の選考ですけども、これは市内在住の18歳以上の方から無作為に、性別・年齢・地域についてはある程度考慮をいたしますですけども、無作為抽出を基本として1,000名を選んでございます。それから調査の項目ですけども、これは大仙市の総合計画の施策の柱ごとに重要度と満足度を訊いております。それで、ここ2年ぐらいはそのやり方をしておりまして、市民の方々の意識の変化と申しますか、今まで単発でその都度質問項目を設定しておったのですけれども、ここ数年は経年の変化を見たいということで、ある程度同じ質問で回答者を変えていくというような、そういったことで調査を実施しているところでございます。

○13番（金谷道男） 完全に無作為ではなく、ある程度地域、人口比とか、あるいは性別ももちろんあるだろうし、それから年齢層、要するに人口構造に合わせたようなサンプリングをしているものなのか、そこも含めてだったけれども、それは配慮しながらの無作為ということですか。分かりました。それから事業については、とりあえずこちらの方でこの事業とこの事業とこの事業について訊きたい、調べたいという意味合いで総合計画の柱になるような事業をピックアップしてやっているということ。

○委員長（茂木隆） はい、小松課長。

○総合政策課長（小松英昭） 施策の大綱が例えば産業分野だとかという、こういうふうにやりますという7つの施策の柱がありますけれども、そこで満足しているか、例えば雇用だとかということに満足しているか、もっと取り組まなければいけないとかというように、それからどのくらい重要だと思いますかというような、そういう2つの観点から訊いております。

○13番（金谷道男） 俺、ちょっと勘違いしているかな。施策の7つの柱しか訊いていないのかな。施策でやられている事業についてはやっているというふうに俺は思っ

ていたけれども。

○総合政策課長（小松英昭） 施策の柱ごとに、もう一つの項目があります。例えば交通インフラだとか、安全・安心体制だとか子育て支援だとか、そういった数項目があります。施策の柱にぶら下がっている。そのぐらいのレベルで訊いております。

○13番（金谷道男） ああ。

○総合政策課長（小松英昭） いわゆる単体の事業で、今年こういう事業をやりましたからこういうふうを考えているかというような、そういう訊き方では残念ながらありません。

○13番（金谷道男） ああ。なるほど。うん。かなり、なんと評価したらいいか分からない。

○委員長（茂木隆） 小松部長。

○企画部長（小松辰巳） 実は前は、今金谷委員がおっしゃるとおり、実は個別の事業について、それが事業だとか、それについて満足しているかとかというような設定の仕方をしてきた経緯があります。今はそういうのではなくて、市の施策の中で、はっきり言えば都市計画や雇用政策や、それについて皆さんはどのような状況にある、満足している、満足していない、そのような傾向を実は評価の対象にしているので、個別の事業というような評価ではなくなっています。そういう形で、今言ったように何がこの市民の方々が市の施策の中で満足していないのかと、そこらへんの市民の意向を訊いていきたいというような趣旨で今やっております。

○13番（金谷道男） かなり大雑把な話で、それを次の施策に活かすといったときに、これは中庸の答えしか絶対出てこない行政評価になってしまうのではないかなという、私は気がするのだよな。やっぱり今、例えば雇用がすごい市民にとって関心ごと、産業振興とか。むしろそれに絞って、その分野の行政評価みたいなものを行った方が。市民が今一番何を望んでいるだろうというものの重要度の高いところからの行政評価で、ある意味では事業の中を評価してもらいながら戻っていくというようなふうにした方が何か。非常に、それがときどき12月とかに出して頂いて見せてもらっていても、んん、これって何をどう判断すれば資料に使えるのかなと、ちょっとそういう感じがしていたので。やっぱりこの行政評価、せっかくやるのだしやらなければならないことなので、そのあたりのやり方をもう少し研究してみた方がいいのではないかな。ぼやっとみんないいという答え出てきて、大した行政やっている人方にとっては満足な答えが出てくるだろうけ

れども、それではちょっと進歩がないのではないか。高いレベルに、もっと高いレベルに
いかなければならないことなのだから、もうちょっと絞り込んだ行政評価をやるべきの
ような気がするな。何か行政評価のやり方がちょっと、事業評価に近いような形で行政
評価をした方がいいのではないかというような私は気がしますが。

○委員長（茂木隆） はい。

○企画部長（小松辰巳） 確かに評価の仕方としてはいろいろあると思っております。そ
れぞれやり方、市町村によっても違っていきまして、今やっているのは実は市民がどの部
分に一番施策を投じて欲しいのか、そういうような意向調査をするという形で今はやっ
ています。ただ、ずっとこのままやっていくという考え方ではなくて、この評価の方法
はその都度変えていきたいと思っておりますので、このあと今の議員の意見も参酌しなが
ら、どういう形の評価をして頂ければそれを施策にフィードバックできるか、そういう
視点で検討していきたいと思っております。

○13番（金谷道男） そうだと思う。太いところばかりやっていけば、現状のままにな
ってしまうのではないか。そういうおそれが私は非常にある。世の中すごい変わっている、
予想以上のスピードで状況が変わっているんで、それを掴まないとだめなような気が
するので、ぜひそれを。まずそれ一点です。いいですか。

○委員長（茂木隆） はい、どうぞ。

○13番（金谷道男） ちょっと変な話するけれども、新幹線の大曲延伸、協議会の負担
金が2つ出ているけれども、あれって今どんなことをしているのだ。

○委員長（茂木隆） どこですか。

○13番（金谷道男） メモばかり読んでいるものな。負担金のところで。

○委員長（茂木隆） 2-24。

○13番（金谷道男） そうだな。負担金の中に山形新幹線大曲延伸推進会議、250千
円あるのだけれど、これってどんな動きをしているかということ、ちょっと。

○委員長（茂木隆） はい、小松課長。

○総合政策課長（小松英昭） 今の金谷議員のご質問は、山新、いわゆる山形新幹線の期
成同盟会の部分だと思います。これ2つあるわけですがけれども、1つには山形新幹線延
伸早期実現期成同盟会というものがあって、これは山形県の天童・東根・村山・大石田
町・尾花沢・舟形町・新庄市・真室川町、秋田県側は湯沢・横手・美郷・大仙、あと山
形県側はもっとありますね、金山町・最上町・大蔵村とか。山形と秋田県側で構成して

いるものがあります。新庄市が事務局になっております。これについては年1回総会をやっておりまして、それで会議をやる、講演会をやるということ一つと、それから新庄市に向けての観光ツアーというものをやっている、新庄まつりというものにこちらの方から100名ほど募集をいたしまして、汽車で行って汽車で戻ってくるという、そういったものを事業としてはやってございます。それからもう一つは山形新幹線大曲延伸推進協議会というものがございまして、これは秋田県側の大仙市・仙北市・美郷町・横手市・湯沢市、それから羽後町・東成瀬村が会員となってございます。湯沢市が事務局となっているものでありまして、これを250千円、人口5万人以上が250千円の負担金を払っている、会費を払っておりますが、これの活動はやはり要望活動と、それからこの秋田県側の山形新幹線延伸早期実現期成同盟会とコラボした形で新庄観光ツアー、それから会員向けの講演会、もちろん総会はありますけれども、こういったものを行っている。活動実績としてはそういうものがございます。以上です。

○委員長（茂木隆） 金谷委員、よろしいですか。

○13番（金谷道男） 分かりました。もう2、3点。地域協議会のことについてちょっとお尋ねをします。お尋ねしますというか、地域協議会をずっとこうやってきたので、それは一つの合併のときからの考え方で非常にそれはいいのだと思うけれども、ちょっとここまで来て私気になるのは2つあるのですよ。1つは地域協議会と市民の、俺いかも言ったことあると思うけれども、何かもうちょっとつながりがあってもいいような気がするのですよな。何か地域協議会という会がぼっと市民の、言い方は悪いけれども上にあるような感じで、何かそここのところのつながりがないのでないかという気がするのですよ。これ多分、支所の人方いれば支所の人達に言った方がよかったかもしれないけれども。多分、どこの地域でもそうでないかと思うのだな。その裏返しは実は、地域協議会が今何を協議して何を話してということが、市民に伝わっていないのでないかという気がする。会議の中ではいろいろなことをしゃべっていると思いますよ。だからそういったことの情報公開みたいな方法を、やっぱりやった方がいいのでないかと。特に地域予算、配分の係みたいな感じになっているという人もいるし、それはそれで機能の、仕事の一つだからそれはいいとして、だとすればどのぐらいの申請があってOKになったのがこうだと。もしかすればOKならなかったのはこういった理由でOKならなかったよと、というようなことも知らせておかないと、何か市民と協議会との間の距離ができてしまっているのではないかなと。だから、課題によっては関係ある市民の人達

が、あそこに言えばなんとかなるとか、我々議会がやらなければだめなことだと思っ
れども、何か、せっかくの会なのでぜひそんなことをやるようにしていけばもっともっ
と効果が上がるものでないかな。8地区って、課題ってさっき言ったように雇用の話な
ら雇用として、やり方は絶対一緒にはできないと思うし、産業振興だってそれぞれの地
域でやっぱり違うのが当たり前なのですな。いくら何年経ったってこれを一体化しても
100パーセント一体にはなるはずもないし、なれるわけもないのだから。そうした中
でいけば、この地域協議会の位置というのは重要な話になるので、そことうまく市民と
連携するような方向で考えて活動して頂ければいいなと思っているのだけれども。そこ
らへん、ぜひ支所の担当の人方とこういった話をしっかりやって頂きたいなというふう
に思うのですが。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） はい。ただ今のご指摘につきましては、真摯に受け止めた
いというふうに思います。総合政策課としては大曲地域協議会を担当しているわけ
けれども、それ以外は支所が担当、主担当ということでもありますので、多分その支所ご
とに濃い薄いがあると思いますし、そのへんにつきましては、やはり対応とすれば
もちろん我々事務方として市民の皆様と協議会をつなげる何かをするということも検討
はもちろんしなければいけないと思いますし、地域協議会として自ら情報発信すると申
しますか、こういったことも話し合ってもらえるような場所のはずですので、そういっ
たことも含めて検討させて頂ければなというふうに思います。

○13番（金谷道男） 例えば行政の中でも経常的な義務については、かなりこれからは
ますます機械化されたりして、それだけでもある程度集約されて処理できるということ
になると思うけれども、現場に近いところの仕事というのは、どこまでもやるためには
その近いところでやらなければだめだと思うのですな。そうしたときに、この企画部
でやっている仕事というのはその部分、ものすごくあると思うのですよ、俺。だから支
所の企画を担当する専門の部局ってないことだけれども、ここの企画部で全部その8地
区のことについて万遍なくというのは絶対、はっきり言って無理だと思う。だいたい分
からないはずなのだ。そうでしょう。それはいいと思うのだ、それで。だからそのため
にも支所があるのだから、その支所を大いに活かして、やっていって欲しいなど。今の
条例からいけば、自治区の事務局は支所全体でという話になっているでしょう。そうい
ったところをもっともっと活かさないで、これから先の市のあり方として、そっちはも

う少し力を入れてやるべきだと思ふし、企画ってそういうことをやる部局だと思つてゐるので、なんとか期待していますのでよろしくお願ひします。ということでこの件はいいです。

○委員長（茂木隆） 小松部長から。

○企画部長（小松辰巳） この地域協議会の担当を地域の方々へどのようにPRするかというのは、実は支所の方では一生懸命やってくださつてゐる方もいらつしやいます。いわゆる地域協議会でやつた地域枠予算がこのように選定されたというのを定期的に出している支所もあります。一方、そういうのをやつてゐない支所もありますので、このあと支所の中での情報交換を図りながら、いいところはどこかほかの支所でも取り入れていきたいと、そういうような形で運営して参りたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○13番（金谷道男） だからそのところをやつて欲しいなということ。話してゐれば、すごく温度差があるのよ。ここも含めて。それで言つたのであつた。まずそれでいいです。

○委員長（茂木隆） この件に関して、いいですか。では、ほかの質疑をお願ひします。

○13番（金谷道男） ちょっとこの予算で、地域振興費の補助金で、これがだめだとかというのではなくて、財産区の予算が一般会計にいったん入つてまた出すということになつてゐるけれども、これはあれですか、財産区会計から地域に直接おろすことができない仕組みとかになつてゐるのかな。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） 財産区からの地域住民に対する直接補助は、基本的にはできないということでありまふ。

○13番（金谷道男） ここで協和の人いたから、協和だけだからあまり言わないけれども、財産区はやっぱり考えなければ。ここが担当でないものな、財産区の担当は。財産区会計は本当、地元でやる方向でいった方がいいと思ふのだけれど、このための労力とゐろんな事務手続きが大変で。私はそう思ふのだけれど、まずこれはできないとすれば、まずそれだけの話です。

それから、あともう2つでやめまふ。さっき統計の話出たけれども、この統計で調査されたデータ、集計された大仙市の分つて、今全部ホームページにすべての調査が載つてゐまふか。

- 委員長（茂木隆） はい、小松課長。
- 総合政策課長（小松英昭） 枠は当然ありますけれども、リアルタイムで更新されているかというところと統計係の方へ問い合わせないとちょっと分かりません。
- 13番（金谷道男） いずれ、結構載っているし、いいと思います。ということは、なるべくタイムリーで、いろんなここにある統計っていろんなことを考えるときに非常に資料として私はいいのでないかと思うので、それをなんとか素早く。本当は、いつかも言ったけれども冊子にして出してもらえればもっといいのだけれども、お金かかってだめだと部長から前に言われたので、せめてネットに載せてくれれば。そんな方向で考えてもらえないですかね。
- 委員長（茂木隆） はい、小松部長。
- 企画部長（小松辰巳） せっかくホームページの方に枠をつくっておりますので、それが更新しないということ自体がおかしいことだと思いますので、対応するようにして参ります。
- 委員長（茂木隆） はい、金谷委員。
- 13番（金谷道男） はい、分かりました。お願いします。最後に一つ。地域振興基金、財源の話なのだけれど、合併特例債。合併特例債の償還は据置期間とか、全部償還なのか。分からないか。というのは、いつからちゃんと使えるのか、答えはそれなのだけれど。償還終わらないものを使うなという話なのでしょう、要は。
- 企画部長（小松辰巳） そういう制度です。
- 13番（金谷道男） そういう制度でしょう。その償還っていつから始まって、何年償還で借りているものかという話だった。
- 企画部長（小松辰巳） ちょっと財政課の方へ訊いてみます。
- 委員長（茂木隆） この件に関しては、財政課から資料もらって。
ほかに質疑、ある方。はい、武田委員。
- 27番（武田隆） 2点質問させていただきます。まず一つは、荒川鉦山の跡地歴史保存活用構想策定経費というもので50万、24年度見ていますけれども、これ何をやろうとしているのか、中身、具体的に教えてもらえますか。
- 委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。
- 総合政策課長（小松英昭） ご質問の件にお答え申し上げます。これはあくまでも現段階での素案ということでご理解頂きたいと思っておりますけれども、まだ具体的な検討に入っ

ておりませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思いますが、荒川鉦山の跡地の有効活用ということで基本的な命題ということでもあります。基本的な方針といたしましては、やはり産業資産としての位置付けをきちっとして適正な保存を図るということが一つのメインだと思います。それから地域の産業資産としての利活用、効率的な利活用ということこれから構想形式でまとめあげたいというふうに考えてございます。文化的な価値を高めて自然と調和した、あの辺一帯をどういうふうな形で保存すればいいのかということを検討しつつ、それから産業遺産としての価値を活かした、市民と協働したような取り組みが何かできればなというようなことを今腹案としては思っておりますけれども、今後、来年度、他市の状況の事例研究をして、それをコピーするわけではないのですけれども、それとリンクしたような形も視野に入れたような形で構想を策定できればなというふうに考えてございます。以上です。

○27番（武田隆） はい。

○委員長（茂木隆） はい、武田委員。

○27番（武田隆） まずあそこをもう一回、落盤あって中に入れなくなったということで、今は中には入れない、要するにシャットアウトされていますよね。今、大盛館にその類の写真とかいろいろ展示されているのだけれど、要するに市民の人方、あるいはほかの県外の人方が荒川鉦山の跡地をどうのこうのということで、例えば見にくるとか眺めにくるとか視察にくるとかということになれば、やっぱり穴に入らなければ何も意味がないものな。だからそこまでやらなければ、結局大盛館にある各種資料展示とそんなに変わらないのでないかという感じがして、これは研究するのはいいのだけれど、本格的に荒川鉦山を再活用するというか再開発するということになれば、やっぱりトンネルをもう一回掘って、絶対落盤なんてないような形でやっぱり坑内に人が入って、というパターンの、なんと言うか観光資源みたいな形で利用しなければ、結局同じでないかなという感じがする。あとは外を、荒川鉦山の中でなく外の山を見たって普通の山だし、昔はなんというか公害の跡がいろいろあって写真なんて見れば本当にはげ山みたいな形になってしまったけれども。だから、これは何をやろうとするのかということきちっと決めなければ、どこを視察に行くのかと言ったって、出てこないのではないの。視察先も決まらないのではないかと思ってでした。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） お答え申し上げます。ただ今武田委員からは、中をどうか

しなければどうにもならないというご意見ですけれど、私どもの事務方、今検討の前段階ですので確定的なことは申し上げられませんけれども、基本的にそこを掘ってどうにかするということは当面は考えていません。やはりカラミ煉瓦だとか選鉱場とか、ああいう外目に見える部分も相当残っていますし、それからお墓もございます。こういった歴史的ないわれのあるものを保存して、施策とすれば自然公園的な部分を残して、それから資料なんかは大盛館のものをもっと充実させて、市民活動とかに結び付けていくというような、おぼろげながらのイメージというのはそういったものということで考えてございます。視察先のお話でしたけれども、今現在、この予算50万円を予算計上してお願いしているわけですけれども、今現在考えているのは鹿角市の尾去沢とそれから岩手の松尾と、それから新潟県の佐渡、このへんに鉱山跡地の活用されている事例があるというふうに伺っておりますので、これを全部行くわけではありませんけれども、これらのところを、行く行かないは別にしても資料を取り寄せたりしてまずは研究してみたいなというふうに考えております。以上です。

○委員長（茂木隆） はい。

○27番（武田隆） いいですか。

○委員長（茂木隆） はい、武田委員。

○27番（武田隆） ちょっと時間なくなって申し訳ないですけれども、院内银山に行ったことがあるでしょう。あそこも結局中はシャットアウトなものだから、ただ外を回って墓を見て、あとはあそこの神社を見てあとは帰ってくるというパターンで、別に店があるわけでもないし、あそこの場合は院内駅の近くに異人館があって、そこを見れるという別の利点もあるのだけれども、あそこが院内银山だけだとすれば何もないものな。だとすれば結局荒川鉱山も同じパターンになって、ただ見て、何かのついでに荒川鉱山の跡地だよと例えばバスから降りて2、3歩歩いて、ああ見たなというので帰っていくと、結局そういうコースになってしまうのでないかなという感じがするのだけれど、そこらへんをまずよく検討してみてください。返事はいらないです。

それからあともう一点、各集落あるいは自治会に対していろいろこう運営経費という補助金を出してもらおう、非常にありがたいと思いますけれども、この集落と自治会という分け方は、どういう分け方で本庁の方は見ているのですか。例えば俺の方の例を言えば、例えば集落というのは、土川半道寺という一つの自治会があるのですよ。その自治会の中に9つの集落があって、その集落がそれぞれ集落会館を持っているのですよ。

その集落の大きさも50戸以上の集落があるところとか30戸のところとか、本当に10戸とか、そういう単位でばらばらなのですよね。俺が集落と自治会という一つの間と言えば、うちの方を想像してしまうのですよ。集落会館ということになれば、本当にうちの近所にある会館、本当にうちの方は40戸かな、全部で。またそこで会長がいて、いろいろ集落の活動をやっているのですよ。それが9つある。そして自治会となれば、俺が今会長をやっているのだけれど、その半道寺という大きい括りになって、そこで例えば学校の敷地とか財産を持っていて、そういう活動をしているのですよ。例えば大仙市と小学校の敷地の契約、グラウンドとかって、そういうことをやっているものだから、どういう括りで見ているのかなと思って。

○委員長（茂木隆） はい、小松総合政策課長。

○総合政策課長（小松英昭） まず最初の自治会と集落との違いというのは、ちょっと比べられない概念かと。集落会と自治会でしたら同じということだと思うのですが、集落というといわゆるまとまりの、家が5軒だったら5軒という集落で。

○27番（武田隆） 要するに部落という感覚で。

○総合政策課長（小松英昭） そうですね。そこで何か会をつくって、いわゆる総会をやって何か活動しているとなると、そこは自治会なのか集落会なのか部落会なのか分かりませんが、会という名称で機能するということだと思いますので、そういった意味では自治会と集落会というのは同じ概念だと思います。武田委員の今おっしゃった自治会あるいは集落会が2つ3つ集まって大きい、会長さんをやられているところの部分というのは、これは私どものイメージからするとコミュニティ会議的な、いわゆる連合会と申しますか、例えば小学校区を一緒にしたようなコミュニティ会議的な位置付けというふうなことで我々は考えておりますし、従って自治会育成支援ということだとすると、これは総会の資料だとか予算・決算だとかというものをお出しして頂いて、それで活動されているなということを確認をさせて頂いてから自治会育成支援というものを出しているのです、それが私どものいう自治会という単素と申しますか、そういった概念だと思います。それで、多分その半道寺集落連合体というようなところではおそらく自治会育成支援をダブルで受け取ってはいないと思いますので。

○27番（武田隆） 要するに、俺が会長をやっている部分の半道寺自治会という組織はこの対象外だという感覚でいいのですな。そういうことですな。半道寺自治会の中の集落・集落・集落、それぞれの集落で会長とかがみんないるから、その組織に対して総会

の資料とかをつけて出せば、年間活動を何をやったとかというものをつけて出せば補助金が出ると、そういう感覚なのですか。

○総合政策課長（小松英昭） そうですね。

○27番（武田隆） 要するに、大きい自治会は出てこない。はい、分かりました。

○委員長（茂木隆） 武田委員、よろしいですか。

○27番（武田隆） 分かりました。はい、すみませんでした。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑はありませんか。

○副委員長（後藤健） 最後に。

○委員長（茂木隆） 後藤副委員長、どうぞ。

○副委員長（後藤健） 予算のところではないのですが、全体のところで何課に訊いたらいいのかな。いろんな部署、企画部だけでなくいろんな部署に関わることなのでちょっと訊きたいのですが、今県でやろうとしている市町村協働プログラム、未来づくり交付金。あれがあるみたいなのですが、あの活用と言えればいいか、おそらく県の議会は通ると思うので、その活用というのは市の方で考えているのかどうかというところ。

○委員長（茂木隆） 企画部長。

○企画部長（小松辰巳） 今ちょうどプログラムと言われている、県の方で50億の基金を注ぎ込んで、単純割りで1市町村2億円ぐらいと言われております。ただ、これは実は県の方の今の仕組みでは観光とか地域振興とかそういうテーマで、市町村と県が連携してやれる事業ということとなっております。さらに、これは県に対してプレゼンをかけるという話で、そのプレゼンは一つのテーマと言われているので、ある程度大きな事業とか大きなビジョンに対して県とやれる事業を提案して、それに基金を頂くという話になると思っております。大仙市の今の考え方ですが、現在のところ担当課は総合政策課が窓口となっておりますが、まだ具体的にどういう事業に充てるかというところまでは検討しておりません。県の方は5年間というスパンの中で考えたいと思っておりますので、せっきくの県からの基金充当事業ですので、単に配分もらう、2億円の事業やればいいのかということではなく、なんとか地域振興に結び付いて地元も県の活性化ができることでほかよりも多く頂けるような、そういうような夢のある事業を検討させて頂きたいということで、正直言いましてこれからの状況になっています。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。

○副委員長（後藤健） はい、ありがとうございます。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ、これで総合政策課所管分についての質疑を終結いたします。

途中でありますけれども、ここで暫時10分間休憩したいと思います。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時17分 再 開

○委員長（茂木隆） まだ多少時間がありますけれども、全員揃いましたので、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、情報システム課所管分について当局の説明を求めます。相馬情報システム課長。

○情報システム課長（相馬幸則） それでは引き続きまして、情報システム課所管の平成24年度当初予算につきまして、事業説明書に基づいてご説明申し上げます。

始めに、事業説明書の方は2-21ページからとなります。

始めに、2款1項10目31事業 超高速情報通信基盤設備管理費につきましては、光ブロードバンドサービス提供のためIRU契約によりNTT東日本に貸し出している光ファイバ通信網の維持管理に要する経費といたしまして45,174千円の予算計上であります。前年度比較、187千円の減額となっております。事業の概要であります。平成22年度に超高速情報通信基盤整備事業により市で敷設いたしました光ファイバケーブル、約611キロメートルありますけれども、の保守委託料といたしまして13,976千円、NTT柱・電力柱の添架料などの使用料及び賃借料といたしまして20,278千円、電柱移転に伴うケーブル移設工事費や補修工事費などが主なものとなっております。なお、市が整備いたしましたエリア内でのインターネット等の利用率につきましては平成28年3月末で32パーセントを目標としておりますが、昨年8月末時点では22.1パーセントとなっております。資料には記載はございませんが、24年1月末では26.0パーセントの利用率となっております。また、昨年11月1日をもってNTT東日本が整備をした地域も含め市内全域で光ブロードバンドサービスが享受できるようになったことから、今後は防災や福祉、教育分野、地域経済の活性化など、

光ファイバ通信網を活用した各種アプリケーションの導入を検討していくこととしております。財源内訳についてであります。その他の35,135千円はIRU契約によりNTT東日本から納入される光ファイバ網の使用料となっております。

事業説明書は2-22ページとなります。

次に、同じく40事業 地上デジタル放送再送信施設管理運営事業につきましては、地上デジタル放送難視聴地域解消のために整備をした再送信施設の維持管理に要する経費として6,303千円の予算計上であります。前年度比較、2,215千円の増額となっております。事業の概要についてであります。西仙北・協和・南外・太田地域内の地上デジタル放送難視聴世帯938世帯に対し、停電時を除き年間を通して地上デジタル放送波を安定的に送信するための維持管理経費として電気料・光ファイバ通信網保守委託料・電柱添架料・修繕料・備品購入費などが主な内容となっております。また、維持管理にあたっては加入者1世帯あたり年間3,600円の使用料を主な財源としていますが、不足分等についてはNHKからの助成金を積み立てた基金からも一部を充当し対応していくこととしております。なお、昨年の事業スタート時点での送信世帯は941世帯でありましたが、その後、廃止が9世帯、新規加入が6世帯により、現在は938世帯となっております。今後、事故や災害等に備え、復旧用の予備機器を順次整備していくこととしており、平成24年度は光増幅器1台の購入を予定しております。なお、現在の加入者使用料は、毎年度、基金繰り入れを見込んで設定されたものであります。近い将来、基金の枯渇が避けられないことから、長期計画を作成し見直しも含めて検討しなければならないと考えております。財源内訳についてであります。その他は加入者世帯からの使用料、基金繰入金のほか、新規加入者の接続工事費負担金となっております。

次に、事業説明書は2-28ページとなります。

同じく93事業 移動通信用鉄塔施設整備事業費につきましては、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し地域間の情報通信格差是正を目的とするもので、移動通信用鉄塔及び通信設備の設置に要する事業費として29,181千円の予算計上であります。整備箇所は減によりまして、前年度比較91,507千円の減額となっております。事業の概要についてであります。平成24年度は南外地域の桑台・上巢ノ沢地区1箇所、エリア内の世帯数・人口は8世帯28人で、14.9メートルの簡易鉄塔のほか必要な通信設備を設置することといたしており、NTTドコモとKDDIが

参画する予定となっております。事業の内訳であります、測量・設計及び監理業務委託料として5,775千円、共通設備・通信設備工事請負費として23,046千円、用地取得費として360千円となっております。なお、平成18年度から23年度までにおける整備地区は17地区となっており、今回の南外桑台・巣ノ沢地区の整備により5世帯以上の携帯電話不感地域は西仙北地域1地区となる予定であることから、今後は少数世帯地区の整備について通信事業者に要望をして参りたいと考えております。財源内訳については国県支出金が21,399千円、市債、過疎債でありますけれども5,600千円、その他として通信事業者からの分担金が2,130千円、一般財源は52千円となっております。

次に、事業説明書は少し飛びまして2-43ページとなります。

2款1項13目10事業 電子計算管理運営経費につきましては、各種電算システムの維持・管理・運用に要する経費として162,356千円の予算計上であります。平成23年度からの電算システムの更新などに伴い、前年度比較13,017千円の減額となっております。事業の概要についてであります、地域情報化推進委員会による大仙市地域情報化計画の進捗管理を始め、法改正や制度改正に対応するための既存電算システムの改修のほか、各種電算システムの管理運営や機器導入などが主なものであります。具体的には年3回の地域情報化推進委員会の開催、電算システムのリース、プログラム保守、補償切れ機器の修繕等のほか、住基法の一部改正に伴う4システムの改修委託料として7,959千円などとなっております、今後も適正な保守管理・運営により電算システムの安定稼働を継続して参ります。経費の内訳であります、プリンタやパソコン、サーバ等の故障対応修繕料として6,043千円、納税通知書等の印刷製本費が5,221千円、各種システムの保守委託料などとして46,595千円、これには今申し上げました7,959千円も含まれております。ホストコンピュータを始めとする各種電算システム機器やパソコン・プリンタなどの使用料及び賃借料として99,835千円などが主な内容となっております。なお、財源内訳においてその他は広域組合からの給与システム管理費負担金であります。

事業説明書は2-44ページとなります。

同じく11事業 総合情報センター管理費につきましては、神岡情報センターにおいて開催するパソコン教室等に要する経費として前年度比較3千円減額の1,489千円の予算計上であります。事業の概要についてであります、平成24年度においてもI

Tサポート員による「はじめてのパソコン」や「ワード・エクセルの基礎」など、定員12名の講座を年間22回開講する予定であります。このパソコン教室につきましては合併前の旧神岡町時代からの継続事業であります。これまでの延べ受講者は7,000人を超えており、平成22年度においても表にありますとおり毎回100パーセントの受講率で市民からは好評を頂いている事業であり、今後も講座内容の見直しなどを図りつつ継続して参りたいと考えております。なお、財源内訳においてその他は受講者のテキスト代であります。

事業説明書は2-45ページとなります。

次に、同じく12事業 地域イントラネット基盤施設管理費につきましては、平成15年度に地域イントラネット基盤施設整備事業で整備をいたしました施設や機器等の維持・運用・管理に要する経費として48,775千円の予算計上であります。大曲及び神岡情報センターに設置している無停電電源装置のバッテリー交換や、一部イントラ機器の保守終了などにより前年度比較12,364千円の減額となっております。事業の概要についてであります。経年劣化による機器等の故障対応や保守委託、ウイルスワクチンソフト更新のほか、電柱移設に伴う光ファイバケーブルの修繕、移設工事費、ファイヤーウォール、メールサーバなど関係機器の賃借料や電柱添架等の使用料などとなっております。なお、本施設のシステムは稼働から8年を超えているため、機器の保守も切れていることから更新の必要に迫られておりますが、更新にあたっては必要最低限のものとしながらも、情報資産に関するネットワーク及びセキュリティ対策用機器については計画的に導入を図っていきたくと考えております。財源内訳のその他につきましては、国道13号神宮寺バイパスの道路拡幅工事に伴います光ファイバケーブル移設工事にかかる国からの補償金であります。

事業説明書は2-46ページとなります。

次に、2款1項13目15事業 業務・システム全体最適化事業費につきましては、5,565千円の予算計上であります。前年度比較735千円の減額となっております。この事業につきましては、昨年度までは2款1項1目17事業 地域情報プラットフォーム導入事業費となっておりますが、今回、電算システムの更新計画から調達・開発へと事業内容の変更に伴い、歳出科目と名称を変更したものであります。事業の目的としましては、本市の情報システム調達において高い市民満足度と財政健全性確保のバランスを図るため、これまでのベンダー、いわゆる業者主導からユーザー、利用者主導で

システムの調達ができるよう、平成21年度に策定した情報システム調達指針に基づく取り組みの継続化を図っていくものであります。具体的には、職員が業務内容の現状分析やシステム要求のとりまとめを行い、その業務内容をシステムの導入を希望している全業者に伝えることにより、本市が求めている内容を業者に理解してもらうことで、無駄な機能や余計なつくり替えを減少させ、電算システム導入経費を抑制しようとするものであります。事業の概要についてであります。平成24年度は財務会計・文書管理システム更新のほか、窓口業務である障害福祉・児童福祉等基幹系システム・保育園保育料システムの一体更新、さらにはホームページ作成環境の更新を予定しており、昨年度に引き続き業者選定や契約交渉、システム構築進捗管理やシステム構築などについてコンサルタントの支援を受けながら職員主導で作業を進めようとするものであり、経費についてはコンサルタントに対する情報システム調達支援委託料であります。

事業説明書は2-47ページとなります。

次に、同じく20事業 電子計算システム更新事業費につきましては新規事業として、合併時に統合した各種電子計算システムの更新等に要する経費として70,328千円の予算計上であります。すみませんが、ここで1箇所訂正をさせていただきます。2の事業の目標の中で、数値目標であります。15システムから更新済みや更新中のシステムを除いた13システムとありますが、11システムに訂正をさせていただきます。13を11に訂正をお願いします。大変申し訳ございません。電子計算システムにつきましては、合併時に統合した主な15システムのうち、更新済み及び更新中のシステムを除いた11システムと新たなシステムについては平成25年度までに順次ハードウェアの更新、または新規導入を行うこととしており、情報システム課においては平成23年度は住民記録・税等基幹系システム、及び共通基盤系システムについて、それぞれ更新作業を進めております。また、平成24年度は障害福祉・児童福祉等、保育園保育料、財務会計、文書管理、ホームページ作成環境のシステムについて、ハードウェアの更新または新規導入を行う予定で準備を進めております。事業の概要につきましては、平成23年度において債務負担の設定をさせて頂いた住記・税等基幹系システム関係構築及び機器賃貸借、及び同システム移行データ作成及び立替払い委託料、共通基盤系システム構築及び関係機器の賃貸借料として合わせて40,299千円、また運用保守費用として25,356千円のほか、住記・税等基幹系システムのデータ連携に伴う戸籍システム、総合福祉・後期高齢システム、保育園保育料システムの改修費用として4,673千円の予

算計上であります。これまでの成果と今後の方向性であります。住記・税等基幹系システムについては住基法の一部改正が施行される7月9日の稼働を目指して、また共通基盤系システムについては平成25年1月の稼働を目指して現在構築作業中であります。また24年度は障害福祉・児童福祉等、保育園保育料、財務会計、文書管理、ホームページ作成環境システムについて更新を予定していますが、引き続き業務・システム全体最適化及びライフサイクルコストの視点から情報システム調達に係る経費増加の抑制を目指していきたいと考えております。

事業説明書は2-48ページとなります。

次に電子計算システム更新事業費のうち、平成24年度債務負担設定についてでありますけれども、平成23年度に引き続いて障害福祉・児童福祉等基幹系システムや財務会計システムなど4システムの更新及びホームページ作成環境の更新について、324,255千円の債務負担を設定するものであります。前の業務・システム全体最適化事業費や電子計算システム更新事業費においてもご説明いたしましたが、全体計画において平成24年度は7システムの更新を予定しており、このうち情報システム課においては障害福祉・児童福祉等基幹系、保育園保育料システム、財務会計システム、文書管理システム及びホームページ作成環境の更新を、また生活保護システム及び福祉医療費システムについては、それぞれ担当課において更新を行うこととしております。なお、更新にあたっては業務・システム全体の最適化及びライフサイクルコストの視点から導入経費の抑制に努めていきたいと考えております。事業の概要であります。障害福祉・児童福祉等基幹系、保育園保育料システムについてはシステム構築、ハード・ソフトウェア購入、移行データ作成を含め185,113千円、財務会計、文書管理システムについては同様に123,533千円、またホームページ作成環境については、システム構築とハード・ソフトウェア購入として15,609千円で、平成25年度から29年度までを期間とする債務負担行為の設定をするものであります。

事業説明書は2-49ページとなります。

最後に、同じく50事業 電子計算管理費負担金につきましては、本市の行政情報化と地域情報化を推進するための職員教育及び電算処理に係る事務の効率化を進めるために全国組織である地方自治情報センターに加入し、自治体相互の情報共有と連携を図るためのもので、前年度と同額の90千円の予算計上であります。

以上、議案第63号 平成24年度大仙市一般会計予算のうち、情報システム課所管

部分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（茂木隆） はい。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いします。はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 一番最初に光ファイバの通信料のことですけれども、いわゆる使用料というか、もらうことになると思うのだけれど、それって利用者、ベンダーさんの登録の数とかこの使用料の関係とかってあるのですか。金額。直接何も関係なく、要するに線の使用料という考え方で10年間同じ金額だと。

○情報システム課長（相馬幸則） 平成32年度までは。

○13番（金谷道男） 同じ金額だと。はい。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。

○13番（金谷道男） はい。

○副委員長（後藤健） はい。

○委員長（茂木隆） はい、後藤副委員長。

○副委員長（後藤健） 地上デジタル放送再送信施設管理のところなのですけれども、これ加入者、加入世帯に関わらずこの管理費というのかかってくるのだと思うのですけれども、これやっぱり、だんだんだんだん加入する人って減ってくると思うのですよね。現にこれまでの成果と今後の方向性というところで廃止が9、加入が6ということになっていますけれども、これ、加入の世帯としてはやっぱり減っていく方で認識しているのですか。どうなのですか、そのへんは。

○委員長（茂木隆） はい、相馬課長。

○情報システム課長（相馬幸則） 難視聴世帯が地デジを見るためにこの事業をやったわけですけれども、当初941世帯ありましたけれども、実際、昨年7月24日から地デジ放送始まって、今までアンテナで見ていた方、そのまま地デジをやったのだけれどアンテナでそのまま見れていると、わざわざこの市の光ケーブルに加入しなくてもいいよという方とか、あとはそこの家の方が一人世帯とかで亡くなったとか、そういったことで廃止という世帯が9世帯あったわけです。加入6世帯というのは、昨年の地デジ放送の開始にあたって、やはり今まで我が家は見えるのではないかとということで申し込みを、平成22年度の事業をやる時には申し込みしなかったわけですけれどもどうしても見えないと、そういうことでデジサポ秋田さんといろいろ相談しながら、鋼線のアン

テナでも対応できないと、なんとか市の光に加入しなければできないと、そういった世帯が6世帯ありまして、その部分が6世帯加わったということでありましてけれども、今後加入世帯というのはだんだん減ってくると思います。代わりに、委員おっしゃられましたとおり例えば高齢者世帯とか、そういった世帯が多くを占めていますので、なんらかの事情でだんだんそういった方々が減ってくると当然加入世帯数も落ちてくるということは将来的には予想されるかと思っています。

○委員長（茂木隆） はい、後藤委員。

○副委員長（後藤健） はい、ありがとうございます。そうすれば、この事業評価における内容のところなのですけれども、減っていくという認識でいて、僕もそう思っているのですけれども、長期の管理計画をつくるということで、使用料についても見直しということは、これはやっぱりだんだんだんだん値上げをせざるを得ない状況というふうに捉えてもいいのですかね。

○委員長（茂木隆） はい、相馬情報システム課長。

○情報システム課長（相馬幸則） はい。維持管理費がかかりますけれども、この部分をなんとか使用料の中で、逆計算をして割り出した数字ということになってはいますが、まだこの事業をスタートして1年、ようやく1年になるかならないかということで全体の状況がまだ掴めない中でしたけれども、1年今ようやく過ぎようとしていますけれども、そういったいろんなトラブルとか、そういったものが年間これからどのぐらい発生するだろうかとか、それから停電対応とかいろんなものを踏まえながら、今月々3000円ということで年間3,600円、ただ平成23年度につきましては地デジ放送がスタートしたのが7月24日ということで、使用料の方は8月分からということで8箇月分、2,400円でした、23年度は。ただ、24年度からは通常どおり3,600円ということで進めていきますけれども、その毎月300円がこのあと維持管理費との兼ね合いで妥当なものかどうか、それから基金も、NHKさんから頂いた基金、それも1,300、当初は2,600万ぐらいを予定しておったものが半分ぐらいに減ったということもありますので、その部分との兼ね合いでいろいろ検討していった上で将来的にはもしかすると300円が350円とか、そういったふうに値上げせざるを得ないことになるかもしれないと思います。

○委員長（茂木隆） はい。

○副委員長（後藤健） はい、ありがとうございます。前から再三話も出て、昨日もちよ

つと話が出ましたけれども、公共の施設なんかと同じで、結局残ってしまえば管理費だけかかるというふうになってくるかと思うので、今後の計画、長期の計画をしっかりと立てなければいけないと僕も思っているんで、そのへんを考えてもらえればなと思います。答弁はいいです。

○委員長（茂木隆） はい。

○副委員長（後藤健） もう一つ、二つぐらいあるのですけれども。

○委員長（茂木隆） はい、後藤委員。

○副委員長（後藤健） いいですか。地域イントラネット基盤施設管理費のところなのですけれども、ちょっと僕、全然分からなくて教えて欲しいのですけれども、これで使っているこの光ケーブルと、この超高速情報通信基盤設備管理費に載っている光ファイバケーブルというのは別のものということですかね。

○委員長（茂木隆） はい、相馬課長。

○情報システム課長（相馬幸則） はい。議員おっしゃるとおり別物でありまして、地域イントラネットにつきましては市の公共施設間をめぐらせているものであります。本庁舎とか各支所とか、それから学校とか公民館とか、そういうところ、要するに公共施設間をはりめぐらせているものが地域イントラネットという部分であります。それで最初の超高速につきましては、これは通常一般の光ケーブルということで一般家庭、全国津々浦々に張りめぐらされつつありますけれども、NTTさんが採算性の問題とかいろんな問題があって、当初は大曲の町部とか、それから例えば西仙北の刈和野の町部とか神岡とか、そういった部分にしかやってくれなかったと。どうしても山間部というところはなかなか遅くなる、仮にやってもらっても。それで情報通信格差の是正を早期に図るために、補助事業を使って平成22年度に実施したものであるということでもあります。

○委員長（茂木隆） はい、後藤委員。

○副委員長（後藤健） はい。そうすれば、超高速情報通信のこの方はですよ、それこそ支所とか学校とかには届いていない。

○情報システム課長（相馬幸則） 届いてはいいです。別ルートです。

○副委員長（後藤健） なるほど。これを学校につなげるとかという話はあるものですか。

○委員長（茂木隆） はい、課長。

○情報システム課長（相馬幸則） はい。イントラネットは専用回線ですので、外からのいろんな攻撃を受けにくいということになりますので、やはり学校とかそういう公共施

設問をやる場合は、情報のやりとりというのは全部個人情報を含めた、いろんな秘密めいたもので通信を行っているわけです。それに一般回線が入るということは、外から相当のアクセス、不正なものが入ってくると。セキュリティ上、非常にちょっと。そういうものが、このあといろいろもっとセキュリティが強化されるのであれば、そういうものが担保されるとすればそういったものも可能かとは考えますけれども、今現在ではちょっと無理かと思います。

○副委員長（後藤健） まず分かりました。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。

○副委員長（後藤健） はい。まず。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑はありませんか。

○13番（金谷道男） いいですか。その今の。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 今の続きで悪いのだけれども、県庁と市役所というのも専用回線でやっている。

○情報システム課長（相馬幸則） やっています。

○13番（金谷道男） なんか、やっぱり、単純に無理なの。後藤委員の考え方にどちらかというとも私も近いのです。確かに安全性、セキュリティの問題は当然あることだとは思いますが、何か同じものが2つ走っているような気がやっぱりどうしてもするのですな。しかも更新していかない、このあと。そういったことを考えたときに、何か本当にそうしないといけないのかなという気がするのだけれども。一般回線を使ったときに攻撃される、国なんてもすごいあちこちから攻撃されているということは、国のデータにも実は一般のものをつないでいるのかなと俺いつも不思議に思うのだけれど、専用でやっていれば攻撃されないはずだけれどあんなにみんな攻撃されているということは、もしかすれば。

○情報システム課長（相馬幸則） はい。

○委員長（茂木隆） どうぞ。

○情報システム課長（相馬幸則） 多分国もですね、中の専用の部分は攻撃されていないと思いますけれども、そのほかに、大仙市もそうですけれども、一般のインターネットも当然引っ張ってきているわけです。そこの部分においてはやはり毎日のように大仙市も不正アクセスが入ってきています。主に海外からですけれども、中国を含めた外国か

らの不正アクセスというのは非常に最近多くなってきています。

○13番（金谷道男） それと。

○委員長（茂木隆） はい。

○13番（金谷道男） いいですか。地域イントラネット、結構公共施設に入れたでしょう。今、割と使われていないのではないかという気がしているのですが、実際的にはどういった情報がとれるようにしているのですか。

○委員長（茂木隆） はい、相馬課長。

○情報システム課長（相馬幸則） まず一つは内部の話ですけれども、本庁と支所とのすべてのデータのやりとり、要するに基幹系システムでもそうです。住基でも税でもなんでもいいですけれども、窓口に行ってみればすぐに見れると、それは全部イントラ対応です。あと、学校ですね。各学校もイントラです。多分、金谷議員がおっしゃるのは公民館とかそういったところで、要するに外の住民が見れる部分としてイントラネットがどのぐらい活用されておりますかというご質問かと思えますけれども、あれができたときは相当見れるチャンスがあったかと思えますけれども、やはり機器類の老朽化とかもあって、特にキオスク端末なんかもやはり今故障とかで稼働していないというところも結構ありまして、ちょっとなかなか利用、その部分についてはちょっと利用数が減ってきているということはあるかと思えます。かなり、あらましもうすぐ10年ぐらいになってきましたので。

○13番（金谷道男） 実はこの前から議会改革の会議でも、要するに支所も全部議会をライブで見られる、多分これに乗せていっていることではないか、そうですね。

○情報システム課長（相馬幸則） 地域イントラでやっています。

○13番（金谷道男） それを末端で見られないのかなと私ちょっとそう思ったので。後藤委員なんてはインターネットに乗せてという話したけれども、それが一番いいのだけれど、なかなかそこまで乗せられないとすれば、あのイントラを使えば、それか温泉とかにも置いたでしょう。もし見られればですよ、という方法もあるのかなあと。せっかく配備しているのだから。そういう方法もあるのかなとちょっと思ったけれども。

○情報システム課長（相馬幸則） 各支所の庁舎と言いますか、市民ホールとかにはディスプレイがありますので、それは見ることができます。

○13番（金谷道男） でもキオスクはだめなんだ。

○情報システム課長（相馬幸則） キオスクではちょっと無理ですね。今はできないです。

○13番（金谷道男） いずれ、そういうなるべく広いところでライブで見てもらった方がいいという話になっているので、お金が何千万だかかかるのだからという話なのであれなのだけれど、インターネットに乗せる話になればそうなのかもしれないけれども、そういうイントラでも見られることを考えられるとすれば、とりあえずそういった場所に広げるということも一つの方法かとは思うのですな。せっかくあるので。

○委員長（茂木隆） はい、課長。

○情報システム課長（相馬幸則） 今、金谷議員がおっしゃられましたことにつきましても、今あらまし10年近くになるキオスク端末なんかも今どういう状態になっているかと調査もやっておりますし、平成25年度に通信ネットワークの関係機器の、再来年の話になりますけれども、全体の再構築ということも最終的な更新事業の中でやろうとしていますので、その部分でそういったものも含めて、経費はかかりますので、そのへんをいろいろ相談しながら検討させて頂きたいと思います。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ、これで情報システム課所管分についての質疑を終結いたします。

次に、男女共同参画・交流推進課所管分について当局の説明を求めます。山谷男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（山谷喜元） 続きまして、男女共同参画・交流推進課所管の予算についてご説明申し上げます。なお、当課におきましてもすべて主な事業の説明書でご説明させていただきます。

主な事業の説明書の2-4ページをご覧ください。

2款1項10目1事業 男女共同参画審議会委員報酬は予算額147千円で、12千円の増であります。市民の目線による評価や地域の実情に即した事業を市民との協働の下で実現させることなどを目的に審議会を開催しております。審議会委員12名分の報酬であり、年2回の開催を予定しております。これまでの成果と今後の方向性ですが、平成23年度は委員の改選があり、委員からは新たな視点での意見が得られております。今後の事業に反映させていきたいと考えております。財源は一般財源となっております。

次に、2-5ページをご覧ください。

2事業 男女共同参画推進経費は予算額861千円で、109千円の減であります。

事業の目的であります。行政だけでなく市民や事業所などの様々な主体の自主活動を促すことで、それぞれの場における男女共同参画への取り組みを充実させることとしております。事業の目標といたしましては、幅広い世代の市民を対象とした参加型の講座や料理教室を開催することにより、家庭・職場・地域などでの実践的活動へつなげて参ります。写真・一行詩コンクールの作品募集や活動拠点コーナーでの紹介を通じて、男女共同参画に関する正しい知識の普及を目指します。これまでの成果と今後の方向性ですけれども、講座や料理教室、研修会等を開催することにより、様々な場における実践的取り組みを通してワーク・ライフ・バランスの実現にもつながっております。また、コンクール等啓発活動の開催は幅広い世代の男女共同参画意識の芽生えや気付きのきっかけとなっております。今後は講座や料理教室等の対象者や目的などについて、よりいっそう多角的な視点から事業を展開して参ります。財源は一般財源と、その他は受講料収入からとなっております。

次に、2-6ページをご覧頂きたいと思います。

3事業 DV防止体制整備・強化事業費（光基金分）であります。予算額824千円で、779千円の減であります。事業の目的であります。配偶者などからの暴力、いわゆるDVですが、DV防止の体制整備・強化を図ることにより、DVを許さない大仙市を実現することを目的としております。これまでの成果と今後の方向性ですが、平成23年度は市民意識調査などを行い、大仙市DV防止基本計画を策定しております。今年度も引き続きDV防止のための相談員等の人材育成の研修会を実施するほか、アンケートで要望が多かったDV防止教育の一環としてデートDVに関する講演会を実施いたします。財源の内訳ですが、676千円が住民生活に光をそそぐ基金繰入金で、148千円が一般財源となっております。

次に、2-7ページをご覧頂きたいと思います。

4事業 DV防止及び被害者等支援事業費は、予算額200千円で昨年と同額であります。昨年と同様にDVの防止啓発活動や相談体制の整備、被害者等への支援など、総合的に事業を実施いたします。これまでの成果と今後の方向性ですが、これまでDV等防止基金を活用しDV防止活動団体へ活動資金を交付することによって、協働の下での啓発活動を行って参りました。また被害者等支援事業では、被害者等の安全を確保し自立をサポートして参りました。今後も当事業を継続し、DV防止と被害者などの支援体制を整えて参ります。財源の内訳ですが、200千円すべてがDV等防止基金からとな

っております。

次に、2－8ページをご覧頂きたいと思います。

5事業 むすび・サポート事業費は予算額742千円で、550千円の増であります。事業の目的ですが、少子化対策としての結婚支援について、大仙結婚を支援する会との共同により出会い支援や出会いイベント等を実施することにより、脱少子化並びに地域の活性化に取り組むことを目的としております。事業の概要ですが、出会いのきっかけづくりのイベントや街中での婚活イベントに取り組んで参ります。これまでの成果と方向性ですが、男女の出会い・結婚支援を考える会から大仙結婚を支援する会へと名称を変更し、地域全体で結婚を支援する気運が高まりつつあることから、今後も結婚を支援する会とともに共催で出会い支援イベントなどを通じて地域の活性化に取り組んで参ります。財源は一般財源と、その他は受講料収入からとなっております。

次に、2－10ページをご覧頂きたいと思います。

10事業 企画管理費は予算額122千円で、499千円の減であります。当課の旅費・消耗品費等の事務経費であります。昨年度、市長等の国際交流関連会議などへの旅費を置いておりましたが、秘書課へ移したことによる減となっております。財源は一般財源となっております。

次に、2－15ページをお願いいたします。

19事業 韓国唐津市交流事業費は予算額2,582千円で、209千円の増であります。事業の目的ですが、唐津市との間に結ばれた協定に基づき人的交流を行い、両地域の青少年の異文化に対する理解を深め、国際化時代にふさわしい人材の育成やスポーツ交流により青少年の健全育成と交流人口の増加を図ることを目的としております。また、友好交流都市との国際親善を通じた協力関係の継続や産業・経済交流による活性化を目的としております。事業の概要ですが、青少年交流事業につきましては大仙市の中学生8名と引率3名を派遣し、ホームステイや韓国文化体験を行います。スポーツ交流事業については、韓国唐津市バドミントンチームを招へいし、バドミントン教室や交流試合を行います。唐津市のシニアチームは韓国のオリンピック選手もいるほどレベルが高く、日本の実業団チームとの練習試合等が計画されております。またジュニアチームもレベルが高いことから、地域のジュニアチームにも良い刺激になると考えております。ジュニアチームは選手8名、監督・コーチ・市関係者2名で12名、シニアチームは男女それぞれ選手7名、監督1名で16名、合計28名の招へいとなります。この事業に

については、唐津市のバドミントンチームと交流をしている北都銀行のバドミントンチームの協力を得て行うものであります。唐津市長招へい事業については、唐津市長・議会議長を含む12名を大仙市に招へいし大曲の花火を鑑賞してもらうほか、市長表敬、市内企業の視察、日本文化体験などを通じて相互の信頼関係を深めることとしております。なお、スポーツ交流と唐津市長招へいは昨年度中止となった事業であり、これは大仙市国際交流協会へ委託して実施いたします。これまでの成果と今後の方向性であります。参加した青少年が韓国の文化・風習・習慣を体験することにより国際的な視野を広げておりますし、また地域全体でホームステイを積極的に受け入れる市民も出てきており、多文化理解が進んでおります。今後も交流の分野を広げながら、相互理解と交流人口の増加に努めて参ります。財源の内訳は一般財源となっております。

次に、2-16ページをご覧ください。

20事業 韓国国際交流員招致事業費は予算額4,778千円で、43千円の減であります。事業の目的であります。韓国人の国際交流員を配置し事業の企画・運営、韓国との連絡調整、通訳・翻訳などを行うことにより、友好関係をさらに深めることとしております。事業の概要ですが、平成21年度から配置した国際交流員の任期が満了になることから、新年度は新たな国際交流員が配置されます。特に要望の多い出前講座については、多文化理解を深めるためにも重要と考えております。これまでの成果と今後の方向性ですが、出前講座のほか中学や高校からの韓国修学旅行の事前研修への派遣要望が多く、また市民を対象にした国際理解事業としての韓国文化等を紹介する講座も好評を得ていることから、引き続き要望に応じて異文化理解講座等を開催して参ります。財源の内訳は一般財源となっております。

次に、2-17ページをご覧ください。

21事業 市民活動支援センター運営管理費は予算額808千円で、39千円の減であります。事業の目的ですが、ボランティアやNPOの育成とその活動を支援することにより市民が主体的に地域活動に取り組む意識を醸成し、市民協働のまちづくりに資することを目的としております。事業の概要ですが、相談窓口等を通じてNPO等を育成していくほか、その活動を支援して参ります。これまでの成果と今後の方向性ですが、活動スペースやパソコン・印刷機の利用は毎年一定の利用者があり、市民活動の支援につながっております。今後は協働の相手となる組織の育成と支援を積極的に進めて参ります。財源の内訳は一般財源となっております。

次に、2-18ページをご覧ください。

22事業 国際教養大学交流事業費は予算額670千円で、20千円の減であります。事業の目的ですが、市内の小・中学生並びに幼稚園・保育園の園児と国際教養大学の留学生が交流を行い双方の文化を体験することにより、次代を担う青少年を育成し多文化理解を深めることを目的としております。事業の概要ですが、交流は3期に分けて実施し、交流に関する費用を大仙市が負担し、交流の内容については当課がとりまとめ、事業推進については教育委員会と連携し、国際教養大学と協議しながら進めて参ります。これまでの成果と今後の方向性ですが、学校からは様々な国の大学生との交流は貴重な体験の場となったなどの報告があり、また留学生からも様々な体験ができて良かったとの感想がありますので、今後とも継続して参ります。なお、事業については国際教養大学に委託して実施しております。財源の内訳は一般財源となっております。

次に、2-19ページをご覧ください。

23事業 地域文化講座開催経費は予算額210千円で、6千円の減であります。事業の目的ですが、健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」で地域文化講座を開講することにより、受講者が郷土理解を深め講師などの指導者になれるように育成し、ボランティア活動など地域で活躍できる人材を育成することを目的としております。事業の概要ですが、地域の歴史を深く知る方や身近な自然や野鳥についての知識を深めてもらい、それぞれの分野で地域の指導的な立場になって頂くように人材を育成するものであります。これまでの成果と今後の方向性ですが、大仙文化講座の中でも歴史探訪講座や野鳥講座、自然講座について、参加者からは地元の歴史や自然を知ることができたという好評であります。今後は講座に参加して学習するだけでなく、地域で活躍できる指導者育成も兼ねた講座を実施して参ります。ペアーレ大仙の指定管理者に事業を委託して実施して参ります。財源の内訳は一般財源となっております。

次に、2-20ページをご覧ください。

25事業 健康文化活動拠点センター管理費は予算額7,092千円で、6,240千円の増であります。事業の目的であります。健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の施設維持管理と利用促進を図り、中心市街地の活性化を目的としております。事業の概要ですが、健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者がスムーズな管理運営ができるように、常勤のセンター長の経費などの指定管理料及び施設の修繕、備品等を購入し受講しやすい環境を整えて参ります。これまでの成果と今後の方向

性についてですが、国の交付金を活用し教養室の改修やキッチンスタジオの増設など、受講者ニーズに合わせて利用者増を図って参りました。また、保守点検等により施設設備などの修繕を実施し受講生が安心して受講できる環境を整えており、利用者の減少は緩やかに改善されております。今後もさらなる受講生・利用者の増加を図るため、利用者ニーズによる計画的な環境の整備に努めて参ります。財源の内訳は一般財源となっております。

次に、2-23ページをご覧頂きたいと思います。

50事業 企画費負担金は予算額803千円で、昨年と同額であります。秋田空港の国際化と利便性を高める会負担金40千円、秋田県日本中国友好協会負担金10千円、大仙北地域外国籍住民等サポート事業負担金408千円、あきた結婚支援センター負担金345千円であります。

以上、男女共同参画・交流推進課関係の平成24年度当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（茂木隆） はい。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

○副委員長（後藤健） はい。

○委員長（茂木隆） はい、後藤副委員長。

○副委員長（後藤健） DV防止のところ、2つに関連すると思うのですが、様々な防止の啓発活動というのは必要ですし大事なことなのかなと思うのですが、なかなかこれは予防しようと思って予防できることではないと思うのですよね。というのは、やっぱり加害側と言うのですか、暴力であれば暴力をふるう側の人の性格と言いますか、そういったものに非常に絡んでくるので、やめてくださいよと言ってそのときは分かりましたよというふうになるのでしょうか、根本的な解決にはならないのではないかなと思うわけなのですよ。この被害者の支援にしてもそうなのですけれども、一時的に被害者の人を支援したとしても、そのあとまた同じようなことになったり、その人と例えば別れたにしても被害の対象が変わるだけであって、やっぱり根本的な解決にならないと思うのですが、このあと防止計画の説明もあるようなのですが、根本的な解決に向けた動きと言いますか方法というのは、何かあるものですかね。考えているというか。

○委員長（茂木隆） 山谷課長。

○男女共同参画・交流推進課長（山谷喜元） はい、委員長。昨年と言いますか、23年度におきまして大仙市のDV防止計画というものを、のちほどご説明いたしますけれども、そのときに、DV防止の計画をつくるための懇話会のための委員を公募いたしました。何人かきて頂いたのですが、その中にDVを受けたことのある人、女性ですけれども、その人も入っております、そういう人達とざっくばらんにいろんな話をした中で、やはり知ってもらおうとか、主に家庭内で起こることですから、家庭内のことだもの、まずそれはということで皆さん知らんぷりするのではなくて関心を持ってもらえるような、そういう雰囲気づくりをまずつくってもらいたいというのが一つと、あとそういうのを発見したら、例えば病院とかそういうところにいけばちょっとおかしいというふうになって、すぐそういう専門のところに通報したり、あなたそうやって我慢していないでいろいろ相談してみなさいとかそういう体制ですとか、あとは一番その人が言うのは、小さいときからの教育と言いますか、人権のことだと思いますけれども、若いときからデートの中でも男性が女性を私物化するとか、携帯の中身を見てお前、とか、そういうことも含めて、若い年代からそういう教育とかをしていったらどうですかというご意見がありまして、今回の基本計画については、そういうところをはっきり書いて、そういうところに努めて参りますという方向性を出したところではあります。まずはそのようにして地道にいろいろこう、啓発活動と言いますか、そういうことをやっていきたいと思います。

○副委員長（後藤健） はい。

○委員長（茂木隆） 後藤委員。

○副委員長（後藤健） はい、ありがとうございます。先ほども言ったように、加害側のなんと言いますか、背景というか性格というか、のところをやっぱり解決しないとどうも減らないような気がするので、行政でどこまで立ち入るのだという話になってくると思うのですけれども、加害者側にもですよ、何かこう呼びかけられると言えいいですか、どこまで本当にできるか分からないことなのですけれども、やっぱり根本を解決するような何か方策が欲しいなど。僕も、では何がいいのだと訊かれれば僕もちょっと分からないのですけれども、そのへん、やっぱり根本解決に向けての動きを何かしていければなと思いますので、そのへんを検討してもらえればなと思います。

○委員長（茂木隆） ほかにありませんか。

○13番（金谷道男） はい。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） むすびサポート事業、大変私も重要だと思います。なかなか、事業やっても参加者が少ないとかという話、よく聞くのですが、多分やっていると思うけれども、こういう企画をするときに、これも委託費がほとんどなのでどこかに委託するのだと思いますけれども、当事者達の考えと言うのかな、特に女性の方だと思う。ほぼ男性は集まるけれど女性が集まらないというのが現実のようなので、女性の人方の気持ちみたいなところとか、何かそこまで入っていかなければなかなかこれ大変でないかなと。周りで企画していいだろうと思っていても実はずれているとかってあるような気がするのですよ。というのは、いくらかそういう話も聞いたりするから。だから、企画するときにそういう当事者みたいな若い人方のぜひ考えを入れて。3年で1組だっていって。なんとかですよ、個人のことだろうと言いながらやっぱり個人のことではないような時代になっているような気がするのですよ。それから、割と男男、女女で遊んでいるのだな、見ていけば。スキー場なんて行って見ていけば、男は男だけでスキー場に来ている。女は女だけで。意外と今の人方ってそういう感じ。だからこそ、何かあるのではないかという気がするのですよな。委託するその人方に、そんなこともあって。それからもう一つは、昔の仲人のテクニックって、もしかすれば今割と有効でないかなという気がするのですよ。こっちで連れてきて、こっちから連れてきて、あっちに行ったりこっちに行ったりして。多分、あれ効くような気がするのだな。そんなこともぜひ考えてやって、ぜひ成功というか実績を挙げて欲しいなと。大変頑張っていて欲しい事業なので、なんとかよろしく。

○委員長（茂木隆） 答弁いいですね。

○13番（金谷道男） いいです。要望です。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ、これで男女共同参画・交流推進課所管分についての質疑を終結いたします。

次に、重点政策推進室所管分について当局の説明を求めます。小松重点政策推進室長。

○重点政策推進室長（小松正忠） 重点政策推進室の小松と言います。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。始めに、重点政策推進室所管に係る歳出予算について

てご説明申し上げます。

始めに、大変すみませんが資料ナンバー４の大仙市一般会計予算書の７ページをお開きください。

第２表の債務負担行為であります。ここの最終行にあたりますけれども、大曲通町地区市街地再開発組合に対する損失補償（平成２４年度）につきまして、期間を平成２４年度以降事業費借入金償還日満了の日までとし、平成２４年度の債務負担行為限度額を２，４７０，１１４千円とするものです。この損失補償につきましては、平成２３年６月の本組合設立にあたりまして、平成２３年の６月補正におきまして市街地再開発組合に対し借入金に対する損失補償に係る債務負担行為の設定を行っております。平成２４年度につきましては当初予算で債務負担行為の限度額を設定するもので、限度額につきましては平成２４年度において借入金総額が最大となる見込額とするものです。なお、本市街地再開発事業では保留床の処分先も確定しておりますので、最終的には資金収支に問題はないものと考えており、事業が終了すれば市の損失補償はないものでございます。

続きまして、事業説明書２－６１ページをお開きください。

８款３項２目１１事業 市街地再開発事業費として、５３７，９６２千円を計上しております。事業の目的ですが、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与するため、市街地再開発組合が行う市街地再開発事業を促進することを目的としております。事業の概要ですが、重点政策推進室では大曲通町地区市街地再開発組合が実施する再開発事業について補助金の交付や、及び県・国への申請、さらには組合の事務局の業務を行っております。平成２４年度予算の内訳は、一つ目が関係機関との調整等に係る旅費・消耗品費等の事務経費として２，３７７千円、二つ目として市街地再開発組合に対する補助金として５３５，５８５千円となっております。平成２４年度の再開発組合の事業費は、北街区の建築工事費・監理業務費・補償費などで約２７億円で、このうち補助対象額は約８億円となっております。これに対する補助率は国が３分の１、県と市が６分の１ずつですが、中心市街地活性化基本計画が認定されたことで一部業務の補助率がアップとなっております。国庫交付金２６６，８８４千円、県補助金１１３，１６２千円、市補助金１５５，５３９千円となり、市の補助金のうち１２７，８００千円は合併特例債を見込んでおります。来年度のスケジュールですけれども、現在実施しております北街区の解体作業が７月までかかる

と見込んでおり、解体作業終了後から新病院の建設工事にとりかかる予定です。平成24年度は北街区の約20パーセント程度の進捗を見込んでおり、病院棟の構造部分である鉄骨工事が終了すると想定しております。事業全体のスケジュール案につきましてですけれども、23年度、地権者の同意を得るために不測の時間を要しましたが、平成25年度中には完成させることができるという工事日程が示されておりますので、予定通りのスケジュールで進んでいくと思っております。

以上、平成24年度の重点政策推進室所管の分の予算をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木隆） はい。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

○5番（藤井春雄） ちょっといいですか。

○委員長（茂木隆） はい、藤井委員。

○5番（藤井春雄） 予算についての中身でなくてですよ。近所の人方の説明会は何回かやられましたか。

○重点政策推進室長（小松正忠） 3月2日の日に解体工事が今始まりましたので、近隣の住民の方に解体工事に係る説明を3月2日の6時から。

○5番（藤井春雄） 2日か。先だって行き会ったら、何も説明も何もなくてと。結構難しい人方いるからな。

○重点政策推進室長（小松正忠） ご連絡受けております。

○5番（藤井春雄） 分かりました。

○委員長（茂木隆） ほかにございませんか。

○13番（金谷道男） はい。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） これは、請け負った会社、正式にはなんという名前だ。

○重点政策推進室長（小松正忠） 鹿島建設・戸田建設特定共同企業体。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ、これで企画部所管分についての質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては明日に一括で行います。どうもご苦労様でした。

お諮りいたしますけれども、休憩必要ですか。

- 13番（金谷道男） 何分くらいかかる。
 - 男女共同参画・交流推進課長（山谷喜元） 5分くらい。
 - 13番（金谷道男） そうすれば、やった方がいい。
 - 委員長（茂木隆） そうですか。ということで。
-

- 委員長（茂木隆） 次に、報告事項として大仙市DV防止基本計画の策定について、当局より説明いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。山谷男女共同参画・交流推進課長。
- 男女共同参画・交流推進課長（山谷喜元） はい、委員長。
- 委員長（茂木隆） はい。
- 男女共同参画・交流推進課長（山谷喜元） 大仙市DV防止基本計画について、お手元の資料に基づきましてご説明をいたしたいと思います。

計画策定の趣旨でありますけれども、始めにドメスティック・バイオレンスについてであります。いわゆるDVについてであります。DVは配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあつた人から加えられる暴力のことであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であります。暴力の形態であります。身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・社会的暴力・経済的暴力・子供を利用した暴力などがあるとされており。次に大仙市における暴力の実態であります。平成23年に行った大仙市男女共同参画に関する市民意識調査の結果によりますと、女性の6人に1人がDVの被害経験があると回答しており、また同年実施した交際相手などからの暴力に関する高校生意識調査の結果においては、全体の8.9パーセントにあたる生徒がDVと同じような被害があると回答しております。DVは外部からの発見が困難な家庭内などで行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向にあるため、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいといった特性があります。国における取り組みであります。国ではDVのような住民生活にとって重大な問題でありながらも十分に焦点があてられてこなかった分野への取り組みを促進するため、住民生活に光をそそぐ交付金を交付し、県や市町村など地方の取り組みに対する支援を始めております。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律におきましては、市町村による基本計画の策定が努力義務化されており、身近な行政窓口となる市町村の積極的な取り組みが求められているところであります。こうした背景から、今般市におきましては大仙市DV防止基本

計画を策定し、課題解決に向けての具体的な取り組みを掲げることで市民・事業者・市民団体及び関係機関と連携しながらDV防止や被害者に対する自立支援に積極的に取り組んでいくものであります。次に計画の概要ですが、始めに基本目標についてであります。「なくそうDVみんなで守ろう安心・安全な暮らし～地域で見守る暴力のないまちだいいせん～」といったフレーズを掲げております。これは大仙市DV防止基本計画検討懇話会の委員の皆さんの意見を基に作成したものであり、行政・市民が一体となって地域全体で課題に取り組もうとする趣旨であります。次に施策の体系についてであります、この基本目標を実現するために5つの基本課題を設定し、それぞれ今後の取り組みを掲げております。まず1つ目の基本課題は、暴力の被害者・加害者にならない意識づくりであります。これは、DVを受けながら、又は危害を加えておきながらDVと気がつかない被害者や加害者が多く、市民に十分な理解が得られていない現状から、広報やリーフレット等による市民への広報・啓発の充実や、子供の頃からの各段階に応じた教育を進める学校・家庭・地域での教育の充実、また相談員や窓口職員等、被害者に関わる職員に対する研修の充実に取り組むものであります。次に、2つ目の基本課題は発見しやすい環境づくりであります。これはDVが外部から発見されにくい家庭内で行われていることに着目し、被害者と接する可能性がある関係機関の職員や地域住民がDVを見逃さず、的確な情報提供を行うことが早期発見につながるものと考え掲げた課題であります。具体的には関係機関に対応マニュアルや連絡・通報に係るフローチャート図を作成し配布するといったこと、また人権擁護委員・民生委員など地域で被害者と接する可能性のある方々に対し通報先や相談機関の周知を図るなど、早期発見への体制づくりや地域のつながりの強化に取り組むものであります。次に、3つ目の基本課題は安心して相談できる体制づくりであります。これはDV被害者の約4割の方が被害を受けたことを誰にも相談していないといった現状を受け、現在の相談体制のあり方を見直すものであり、相談窓口の周知や被害者の視点に立った相談体制の充実、相談者に対する適切な情報提供に取り組むものであります。次に、4つ目の基本課題は被害者等の救済と自立支援に向けての体制づくりであります。これは被害者の救済には緊急を要する場合が多く、また被害者の自立にあたっては住宅の確保や生活費の確保など様々な支援が必要であることから、緊急時の安全確保や生活再建への支援、精神的な支援、子供への支援、高齢者・障がい者、外国人への支援に取り組むものであります。最後に、5つ目の基本課題は関係機関等との連携と協力であります。これは、DVの防止や被害者の支援を市単独

で行うには限界があることから、県の配偶者暴力支援センターや警察など関係機関との連携が必要不可欠であるとともに、市の組織内においてもその連携体制の整備が必要であるために掲げたものであります。市といたしましても、これまで以上に市内の連携体制の整備と関係機関・民間団体等との協力・連携に取り組んで参ります。また、本計画は24年度から28年度までの5箇年計画であります。計画期間中に法律及び国の基本方針が見直された場合は、必要に応じて見直しを行う予定であります。

以上で、大仙市DV防止基本計画の概要説明を終わらせて頂きます。以上です。

○委員長（茂木隆） はい。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いします。

○13番（金谷道男） 大していいです。大していいですけども、一つだけ。一度やったというか、被害に遭ったというか、そういう人方の相談を受けたケースって、ずっととってとか、ときどき様子を見るとかはあるものですか。というのは、実は市内でこんなものを何も知らなかったから、相談を受けて、一年ぐらい前に、晩しか電話こないのだな。関係者にやったらあと俺のところにはこなかったし、元々相談にきた人はおばあちゃんだったので、そのおばあちゃんが亡くなってしまったので。多分、皆さんでフォローしてくれたと思うのだけれど、1回やる人って2回も3回もやる。そこらへんのフォロー、やってもらえば大していい計画なので。なんで俺のところ相談にきたのかあまりよく分からないけれども。

○18番（佐藤芳雄） 支持者でないか。

○13番（金谷道男） 支持者ならすごいもっと頑張った。うそです。というようなこと、ちょっと思いましたので。

○27番（武田隆） 委員長、ちょっといいですか。

○委員長（茂木隆） はい、武田委員。

○27番（武田隆） はい。せっかくこの基本計画というものが出たものだから。今、議会改革の方でこういう基本計画とか振興計画でも何でも、そういう計画をつくった場合、どういう扱いをしたらいいか。要するに、やっぱり重要な計画とかというものについては、やはり議会で承認するとかという形に持っていかなければ。すべて、例えばこれ全部棚の上に入れられて終わりというケースが多々あるのですな。そうすれば、こういう計画とかというのを立てる前に、例えば原案ができるときに例えば議会にこういうものができて原案なんかみんな見てくださいますとかというような形をとれないものかという

ようなことを、今議会改革推進会議の方で審議しているのですよ。最終的には25年度からでないというはっきりした道筋は立てられないということになったのだけれど、いずれその段階で、まずとりあえず委員会でこれを審議すると。それで委員会で審議して、これは委員会内で収めるべきものでもいいのではないかと。あるいはもう一つは全員協議会で説明してもらった方がいいのではないかと。あともう一つは、例えば議長に投げてやって、議長から議会として了承を得て、計画として正式に行政で行う、そういう3通りを今考えているのですよ。それで、せっかく今回基本計画が出たものだから、これの取り扱いについて、この委員会としてどういう扱い、さっきの3つの扱いのうちでどういう扱いに持っていったらいいかなということ、委員の人方で相談してもらいたいのですよ。いかがなものでしょうか。

○委員長（茂木隆） 今、武田委員の方から発言されましたように、武田委員は現在議会改革推進会議の委員長を務められております。どの計画を議決事項とするかについてはまだ、先ほど言いましたように協議中でありましてけれども、ただ今の説明に、委員会での説明に留めるのか、あるいは全議員に資料の配付を求めるのか、あるいは全員協議会での説明を求めるか、この3つのうちに、この委員会としてそれをどのようにまとめたらいのかということで、皆さんにお諮りしたいと思います。委員会の説明に留めるだけでいいのか、あるいは。

○8番（小山緑郎） これについては、委員会のみ。

○13番（金谷道男） 委員会説明の、全員配付。こうやって一つずつやっていかないと、多分だめだと思うのですよ。

○27番（武田隆） 今ちょっと。

○委員長（茂木隆） はい、武田委員。

○27番（武田隆） 議会改革推進会議の中で、こういう道筋をきちっと、例えば大仙市の関わった計画あるけれども、これについてはこうしていこう、こうしていこうというものを来年度まで、ちゃんとみんなで話し合いして協議して、こういうふうにして決めればいいのかけれども、その前段なものだから。今年24年はそうすればどういう形に持っていくかなということ、それは各常任委員会で検討してもらおう。それで常任委員会で検討してもらって、それを委員会だけの説明で、あとはほかの人方にもやっぱりこれを全部各議員に配るでしょうというパターンと、それから全員に説明してもらおう、要するに全員協議会の場所で説明してもらおうと、あるいはやっぱりこれは絶対重要だか

らやっぱり議会としても揉んで、例えばもしかすれば議会運営委員会まで持って行って、議案というような形になる可能性もあるということ。

- 5 番（藤井春雄） 議会で議会内の意思統一すると同時に、当局と協議をしてということなのでな。
- 2 7 番（武田隆） そうです、そうです。はい。
- 5 番（藤井春雄） こっちが一方的にということではないということなので。やっぱり委員会なりでどういう取り扱いにするかという議会としての意思統一はしなければだめだと。そして、あとは議長が相談するということになると思いますね。
- 2 7 番（武田隆） だからまず、例えば議員が、説明は今回の場合は常任委員会で留めるべしと、これでいいということになれば、あとは我々も説明を受けたのだから、あとはほかの議員の人方に計画を配付してもらおう。そして今回の件は、DVの基本計画についてはそれで終わり。また何か出てきた場合はまたこういう話になって。
- 1 3 番（金谷道男） だから、そのことも、議会改革推進会議の方でそういう流れでやるのだから、それでどうだと各常任委員会に言わなければならないのでない。まだ言っていないでしょう。
- 2 7 番（武田隆） 言っていないです。
- 1 3 番（金谷道男） そうでしょう。それを言わなければいけないのでない。
- 2 7 番（武田隆） それは、だけれども各、事務局の担当者がみんなそういう形で次第書をつくっているでしょう。委員長に。まだか。俺の方だけか。
- 1 3 番（金谷道男） 多分、俺の方の改革会議から、各常任委員長にこのようにやってくださいと言わないとやらない。それでさっき言ったように、改正しなければだめだとか制定しなければだめだという作業に入るときに情報として教えてもらえば、所管事務調査でどういう計画なのか、今あるもの、直すにしろこれからつくるにしろ、中身どんなものかということ、事前に勉強しておかなければ判断できないわけですよ。出てきたものでごんではやっぱりうまくないだろうから。だから、今ある全部の計画をそれ一回でやるには大変な話だから、作業に入る例えば1年前とか、作業に入るよというときとか、作りながら俺達も勉強していくということをやっていかなければ、非常に効率が悪い話になると思うのだよ。できたものはい、見てくださって言えばそこから勉強始めていってではうまくないだろうから。その過程で、委員会で揉める、全員に説明する、議決するとかという割り振りになるのではないのかなという気がする。だから、

もしこのあとあるとすれば。そうなのだな、これ、所管事務調査しようかという話していたので、この計画について。中身をどうするというよりも今みたいな話で、どうするのかということをやするためにはやっぱりものが分からなければだめでしょうという話で、ちょうど良かったのですな。今やってもらって。

○委員長（茂木隆） それこそ藤井春雄さんも基本条例の特別委員会の委員長もやられたし、ここにいる7名のうち6名が改革推進会議の。

○13番（金谷道男） なぜか全員、みんな改革推進会議のメンバーだ。委員長を除いて。

○委員長（茂木隆） それでは、とりあえずここで報告を受けましたDV防止基本計画については、例えば全議員に資料の配付を求める、あるいは議員全員協議会での説明を求めるか、そのへん、ここで委員会としてのものを決めさせて頂いてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） それでは、どなたかご発言願いたいと思います。

○27番（武田隆） 小山さんが言った。

○副委員長（後藤健） 小山さんのとおりで。

○13番（金谷道男） 賛成。

○委員長（茂木隆） 小山さんは委員会での説明に留めると。

○8番（小山緑郎） あと、配付。

○13番（金谷道男） 全員に配付。

○27番（武田隆） 委員会で説明を受けて、全員に配付と。

○委員長（茂木隆） それではほかになければ、この計画を委員会での説明に留めるということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） それでは、当局におかれましてもそのようにお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会し、明日10時より審査を再開いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 4時59分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

企画産業常任委員会委員長 茂 木 隆